

令和3年度

部（局）方針書・室方針書

課方針書 最終レビュー

大 泉 町

■ 目 次 ■

○総務部	1
○企画部	8
○財務部	16
○健康福祉部	24
○住民経済部	31
○都市建設部	41
○会計課	52
○教育部	53
○議会事務局	63
○監査委員事務局	64
○農業委員会事務局	65

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
総務部	竹内 寿治
1. 現状と課題	
<p>① 新しい機構により町長等の活動環境を充実させ、ニューノーマルの時代に対応した町政を推進する必要がある。</p> <p>② 行政情報については、わかりやすさ、正確さはもとより、広報紙等の紙媒体とホームページやSNS等の電子媒体それぞれの特性を最大限に生かした発信を行うとともに、町民ニーズを捉えたよりよい手法について調査・研究する必要がある。また、町民意見の把握など、広聴機能の充実を図る必要がある。</p> <p>③ 経済状況の回復が期待できない中、新たな生活様式の浸透に伴い、町民等の価値感・ニーズの多様化に的確・迅速・柔軟に対応する必要がある。そのためには、職員個々のスキルの向上・意識改革から行動変容を促し、行政組織の強靱化に取り組まなければならない。</p> <p>④ 共通投票所設定後、また感染症対策が求められる中、初めての町長選挙、町議会議員選挙等となることから、万全の準備を行い投票率の向上を図る必要がある。</p> <p>⑤ 住民の生命・財産を守るため、消防・警察などの関係機関と自治組織、行政の相互連携を強化し、自助・共助・公助の取り組みを推進する。特に、災害については重点的に取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 長公室の機能を発揮し、感染症による町長等の活動が停滞することのないよう環境を整え、町長等のビジョンや指示事項、情報を幹部職員等と的確に共有するため迅速に調整を行う。また、町民、関係機関・団体との積極的なコミュニケーションの機会を確保する。</p> <p>② 行政情報の提供については、わかりやすい広報紙とSNS等の積極的な活用に取り組むとともに、町民ニーズを捉えたよりよい手法についての調査・研究を行う。また、町民意見等を把握するため、広聴機能の充実を図っていく。</p> <p>③ 職務職階層に求められるスキルについて、様々な研修機会を確保することで、積極的に受講できる環境を整え人材育成に取り組む。また、人事評価制度の見直しや働き方改革の調査研究を行う。</p> <p>④ 投票しやすい環境を整備するため、新たな期日前投票所を設定するとともに、投票所等の感染症対策を徹底する。また、新たな選挙制度(選挙公営)の周知や投票率向上のため、積極的に啓発活動を行う。</p> <p>⑤ 災害に対する危機意識の啓発、防災・減災への危機管理について、職員はもとより住民全体に浸透するよう、参画し易い機会を設け、体験や訓練を実施する。また、地域防災計画を現状に即し見直しを行うとともに、本町の国土強靱化計画を策定し、大規模災害に備える。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 正副町長の指示事項等について、関係部署に迅速に情報を繋ぐとともに、その進捗状況等を一元的に管理し、事務・事業の円滑な実施と情報の共有漏れの無いよう取り組んでいる。下半期も引き続き適切な情報の管理・共有を行う必要がある。</p> <p>② 広聴面では、コロナ禍ではあったが、子育て世代の親や幼稚園の職員保護者と意見交換を行う中でニーズを把握し、緊急性等を踏まえ迅速に対応した。広報面では、広報紙やホームページ等において、新型コロナウイルス感染症の状況を分かりやすくグラフ等を利用しタイミングを逸することなく迅速に情報を発信した。今後も、随時正確な情報を迅速かつ分かりやすく町民等へ発信する。</p> <p>③ 新規採用職員への基礎的な研修、令和2年度入職職員へのフォローアップ研修、新任係長・課長には、群馬県が実施する合同研修に派遣し、職責に応じた能力開発に取り組んだ。人事評価制度は見直しを図り、従来制度運用しながら新たな活用に向けて下半期より試行実施する。働き方改革は時差出勤を年間を通して実施することとし、テレワークについては運用に向けて制度化の準備を行った。下半期は、中堅職員等の研修を実施し、職員全般のスキル等の向上に取り組む。</p> <p>④ 感染症対策を行い、町長選挙及び町議会議員選挙を執行した。期日前投票所の増設・移動投票所の設置など投票しやすい環境整備に努め、高等学校へ出前講座を実施したが投票率は過去最低に留まった。下半期に想定される衆議院議員総選挙の準備には万全を期す。</p> <p>⑤ 災害に関する啓発は、令和元年東日本台風時の被害状況のパネル展等を役場町民ホールで開催したほか、避難レベルの変更(令和3年5月)について広報紙等で周知した。また、災害時を想定した避難所開設訓練は実施に至らなかったが、自主防組織活動の状況を踏まえ訓練等を実施する。地域防災計画の見直しや国土強靱化計画の策定については順調に進捗している。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 正副町長からの指示事項等については、関係部署に繋ぐだけでなく、事案の対応状況について進捗等を把握するとともに、室内で情報を共有・管理することで、遺漏なく対応できた。
- ② 知事や首長など相手方が限定的になるが、オンラインによる意見交換等を行うと共に、町内団体や領事館、企業関係者等から意見・要望等を聞く機会を設けた。情報発信では、新たにデータ放送を開始したが、令和4年度からはラインを用い行政情報の発信ツールを増やしていく。
- ③ 職員研修については、概ね予定通り実施した。試行的に行ったテレワークは在宅機器環境が整えば実施可能である。時差出勤は職員間で定着し業務への支障もないことから、令和4年度導入する。ワークライフバランスについては、新たに策定した第二次特定事業主行動計画に基づき職員への周知・啓発、環境整備を行った。
- ④ 令和3年度に選挙公営制度を導入した町長選挙及び町議会議員選挙は、特に問題もなく執行した。その後の衆議院議員選挙についても期日前投票所の増設、移動投票所の設置に加え高等学校への選挙出前講座など選挙啓発に積極的に取り組んだ。しかし投票率についてはいずれの選挙も過去最低の結果となった。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症により自主防災組織の活動も自粛を余儀なくされ、防災訓練への人的支援はできなかったものの、活動補助金による支援を行った。当初計画の避難所開設訓練は実施に至らなかったことから、令和4年度はコロナ禍においても図上訓練も含めて職員の防災スキルの向上を図る必要がある。大泉町地域防災計画の見直しは完了し、大泉町国土強靱化地域計画についても遺漏なく策定した。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ5 情報共有化の推進
V4 防災対策の充実
V5 地域安全の充実

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
長公室	田部井 久幸

1. 現状と課題

- ① 任期の初年度となることから、町長の公約実現のため、より一層の庁内連携が必要である。
- ② ニューノーマルの時代にも対応できる、町長からの情報発信、町民の方などとの意見交換の場を設ける必要がある。
- ③ 正副町長からの指示事項に対して、迅速に対応するため、関係部署との連携を密にする必要がある。
- ④ 情報発信、情報提供については、発信方法等をさらに充実させるとともに、提供する内容については幅広い年齢層に理解していただける分かりやすい内容にしていく必要がある。
- ⑤ ライフスタイルの変革による町民ニーズの多様化や、ICTが生活に身近になる中、意見や要望が埋もれないよう、関心を持たれる広聴機能について研究する必要がある。

2. 取組方針

- ① 町長、副町長、各部長などと必要な情報共有・提供、連絡調整を実施する。
- ② そのときの状況により、必要に応じて対策を講じた上で、幅広く情報発信、意見交換の場が設けられるよう関係部署等と調整を図る。
- ③ 室内での正確な情報共有を徹底し、関係部署と早期に調整を始める。
- ④ 行政情報の発信について従来からの広報紙はもとより、ホームページやSNSを積極的に活用していく。
- ⑤ リニューアルしたホームページの投稿フォームの積極的な活用や、チャットボットの利用率を上げるため、回答を充実させていく。

3. 中間レビュー

- ① 正副町長の考え方や方向性、各施策や事業等の進捗状況について、関係部署と連携して情報共有している。今後も引き続き、情報共有を徹底する。
- ② 感染症対策を徹底し、子育て世代にある親たちとの意見交換会を2回に分けて実施したほか、私立幼稚園の職員や保護者との意見交換を行い、子育て世代の意見や要望を把握し、対応した。対応出来なかったものについては、なぜ対応できないか、意見等をいただいた方に理由を丁寧に説明した。下半期も多くの方との意見交換の場を設ける。
- ③ 正副町長からの指示事項について、関係部署との調整を早期に行い、各部署での対応・進捗状況を室内で一元管理した。
- ④ 各広報媒体の特性をふまえ、幅広い情報発信を行うとともに、新たにデータ放送による情報発信について、準備を進めている。
- ⑤ AIチャットボットについては回答数を増やすとともに、デザインを改良し、連続して質問入力ができるよう設定を追加するなど、より利用してもらうための改善を行った。今後もアンケート機能の結果を参考にするなど、改良を重ねていく。

4. 最終レビュー

- ① 町長の任期初年度として、円滑な公務の遂行を補助するとともに、必要となる情報共有、連絡調整を実施し、緊急の事案等についても臨機応変に対応することができた。
- ② 関係部署と調整し、知事・町村長とのオンラインによる意見交換会やベトナムフェア、ブラジル総領事の表敬訪問、企業役員との意見交換などにより、様々な方々の意見、要望を聞くことができた。
- ③ 正副町長からの指示事項については、関係部署との調整を早期に行い、各部署での対応・進捗状況を室内で一元管理した。
- ④ 各広報媒体の特性をふまえ、幅広い情報発信を行うとともに、新たにデータ放送による情報発信を開始した。当情報発信については、掲載期限のある情報の削除、更新を徹底した。
- ⑤ ホームページのアンケート機能により、意見等を得られただけでなく、ホームページのわかりやすさといった情報も収集できた。また、ホームページからのメールによる問い合わせ件数も年々増加しており、既存の広聴機能とあわせ意見や要望を収集できた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	広聴事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
総務課	中村 真
<p>1. 現状と課題</p> <p>① ますます多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展などの様々な課題に柔軟に対応できる職員を育成する必要がある。</p> <p>② 全ての職員が仕事と家事・育児・介護等の家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)が図れる職場環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>③ 給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向に注視しながら、適切な対応を図る必要がある。</p> <p>④ 情報公開制度を適切に運用するため、行政文書を適正に管理する必要がある。また、個人情報も適正に管理する必要がある。</p> <p>⑤ 町行政の円滑な運営と効率的な行政事務の執行を図るため、地域自治組織と円滑な連携を図る必要がある。</p> <p>⑥ 町長選挙、町議会議員選挙及び衆議院議員総選挙について万全な執行、投票率の向上を図るため、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 職員の意識改革や資質の向上を図るため、研修の実施や各種研修への参加を促すとともに人事評価制度を活用して人材育成を図る。</p> <p>② ワーク・ライフ・バランスが図れる職場環境づくりのため、各部署の時間外勤務や有給休暇の取得状況などを把握し、職員への情報提供や個別相談などを行う。また、時差出勤や在宅勤務など「働き方」について調査研究を行う。</p> <p>③ 国、県及び他市町村の動向を見ながら、給与の適正化を図る。</p> <p>④ 行政文書の適正な管理が行われるよう、文書管理研修や検査を実施するとともに各課へ助言を行う。また、個人情報の適正な管理が行われるよう、関係例規に基づく管理について各課へ助言を行う。</p> <p>⑤ 地域自治組織と円滑な連携を図るため、自治会長会議などを通じて自治組織の長との情報交換を行う。</p> <p>⑥ 町長選挙、町議会議員選挙及び衆議院議員総選挙は、万全の準備でその管理執行に当たり、投票率の向上を図るため、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 新入職員研修や令和2年度に採用した職員のフォローアップ研修を実施し、中堅職員研修(e-ラーニング)について、下半期に実施できるよう、準備を完了した。また、群馬県市町村合同研修や新任の課長職、係長職研修へ職員を派遣した。下半期も計画に基づき研修の実施や外部研修へ職員の派遣を行う。</p> <p>② 第二次特定事業主行動計画を策定し、職員へ周知を図るとともに、課長会議で休暇や休業制度、時間外勤務の状況、年次有給休暇の取得状況について情報共有を図った。また、時差出勤について導入に向けて試行を行っている。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症により社会経済状況への影響がある中、給与の適正化については、人事院勧告、国、県及び近隣市町村の動向に注視している。</p> <p>④ 行政文書の適正な管理が行われるよう、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ助言を行うとともに各課の管理状況について検査を行い、指導助言を行った。また、個人情報の適正な管理が行われるよう、個人情報保護条例等に基づく管理について各課へ随時助言を行っている。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上半期は自治会長会議が開催できなかったが、各自治会長宅への訪問時や自治会長の来庁時に情報伝達や情報交換を行った。また、自治会長宛てのメーリングリストを作成し、必要に応じてメール配信を行った。引き続き、地域自治組織と円滑な連携を図っていく。</p> <p>⑥ 町長選挙及び町議会議員選挙については、選挙公営制度導入や新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応が求められる中であつたが、適正に執行できた。なお、投票率については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための行動自粛の影響もあり、過去最低であつた。選挙啓発については、小中学生などを対象に選挙啓発ポスターコンクールを実施するとともに、大泉高校において選挙出前授業を実施した。衆議院議員総選挙については、10月に任期満了となるため、情報収集に努め、万全の準備を行う。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 新入職員研修や令和2年度に採用した職員のフォローアップ研修、中堅職員研修(e-ラーニング)、ラインケア研修、ユニバーサル検定研修などを実施するとともに、群馬県市町村合同研修や新任の課長職、係長職研修などへ職員を派遣し、職員の意識改革や資質の向上を図った。
- ② 第二次特定事業主行動計画を職員に周知するとともに、課長会議で休暇や休業制度、時間外勤務の状況、年次有給休暇の取得状況について情報共有を行い、ワーク・ライフ・バランスが図れる職場環境づくりに努めた。また、時差出勤、在宅勤務などの試行を行い、令和4年度からの導入に向け準備を進めた。
- ③ 新型コロナウイルス感染症による社会経済状況への影響や人事院勧告、国、県及び近隣市町村の動向を踏まえて、給与の適正化を図った。
- ④ 行政文書の適正な管理が行われるよう、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ助言を行うとともに、各課の管理状況についての検査や文書管理研修を実施した。また、個人情報の適正な管理が行われるよう、個人情報保護条例等に基づく管理について各課へ随時助言を行うとともに、各課の管理状況についての監査を行った。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、年間を通じて自治会長会議が開催できなかったが、各自治会長宅への訪問時や自治会長の来庁時に情報伝達や情報交換を行った。また、自治会長宛てのメーリングリストを作成し、必要に応じてメール配信を行った。なお、11月に自治会連絡協議会を開催し、自治会長との情報交換や情報伝達を行うとともに、今後の取組について協議を行った。
- ⑥ 町長選挙及び町議会議員選挙については、選挙公営制度導入や新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応が求められる中であつたが、適正に執行できた。なお、投票率については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための行動自粛の影響もあり、過去最低であつた。選挙啓発については、小中学生などを対象に選挙啓発ポスターコンクールを実施するとともに、大泉高校及び西邑楽高校において選挙出前授業を実施した。衆議院議員総選挙についても新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応が求められる中での執行であつたが、町議会議員選挙の経験を生かし、適正に執行することができた。なお、投票率については、過去最低であつた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	職員研修事業

令和3年度 部(局)・課(局)方針書

部署名	所属長
安全安心課	横倉 成才
1. 現状と課題	
<p>① 防犯対策事業については、犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、人口千人当たりの犯罪発生件数は依然高い水準であるため、効果的かつ継続的な対策を講じる必要がある。また、地域における自主防犯パトロールへの支援を継続して行い、地域の防犯活動を推進させていく必要がある。</p> <p>② 交通安全対策事業については、交通事故発生件数の減少と交通事故による死者0を目指し、交通安全思想の普及や交通安全施設の整備に取り組んでいるが、今後もさらに交通事故の減少に向けた対策を講じる必要がある。</p> <p>③ 防災対策事業については、自主防災組織への支援等を実施し地域防災力の向上に取り組んでいるが、さらなる連携強化と、継続した防災・減災体制整備及び感染症を踏まえた避難所等の体制の充実が必要である。また、災害に強い町の実現のため大泉町地域防災計画の見直し、大泉町国土強靱化地域計画の策定を行う必要がある。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、災害時における迅速な対応と火災発生件数の減少に取り組んでいる。また、非常備消防については、消防団員が定数に満たない状況であり、団員確保が課題である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 防犯対策事業については、警察等の関係機関と連携し、防犯講座や街頭での防犯啓発活動など感染防止対策を十分に取しながら実施し、防犯思想の普及に取り組む。また、防犯カメラ及び防犯灯を設置するとともに、自主防犯パトロール等の防犯活動及び家庭用防犯カメラの設置を支援し、更なる犯罪抑止を図る。</p> <p>② 交通安全対策事業については、各種交通安全教室・交通指導員による街頭指導など感染防止対策を十分に取しながら実施し、交通安全思想の普及に取り組む。また、道路交通の安全、交通事故の防止のため交通安全施設を関係機関の意見等を伺いながら、効果的に設置するとともに適正に管理を行う。加えて、高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許の自主返納及び公共交通機関の利用を促進する。</p> <p>③ 防災対策事業については、関係機関と連携強化を図り、防災士の育成や自主防災組織への支援等を実施するとともに、感染症も踏まえた防災体制の強化を図り、災害に強い町を目指す。また、近年の災害の教訓や知見等を踏まえ大泉町地域防災計画を見直し、大規模な災害等が発生した場合においても機能不全に陥らない強靱な地域づくりのための大泉町国土強靱化地域計画の策定を行う。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図る。非常備消防については、事業の根幹である消防団員を確保し、車両の更新や資機材の整備を進め、地域消防体制の強化を図るとともに、消防署と連携し、火災予防思想の普及啓発に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 防犯対策事業については、小中学校の1年生の保護者にチラシを配布し安全・安心メールのPRを行い登録を推進するとともに警察等の関係機関と連携し、防犯講座などを実施することで防犯思想の普及に取り組んだ。また、防犯カメラ及び防犯灯の設置を行うとともに、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動、家庭用防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止に取り組んだ。引き続き関係機関と連携し防犯思想の普及、地域の防犯活動を推進していく。</p> <p>② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導を実施するなど交通安全思想の普及に取り組んだ。また、効果的にカーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに運転免許証を返納した高齢者を支援し、交通事故の減少に取り組んだ。また、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことにあわせ、町内県立高校に警察・交通安全協会とともに要請しヘルメット着用について普及啓発を図った。引き続き交通事故の減少、自転車用ヘルメット着用の普及を図っていく。</p> <p>③ 防災対策事業については、防災士の育成や自主防災組織への支援を行った。避難所開設訓練については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施にはいたらなかったが、訓練に向けた準備には取り組んでいる。また、大泉町国土強靱化地域計画の策定及び大泉町地域防災計画の見直しについてはスケジュール通りに進んでいる。引き続き自主防災組織への支援、また各種計画の策定・見直しを進めていく。</p>	

④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急の迅速な対応を図った。非常備消防については、団員確保に向けた団員報酬の見直しや学生消防団活動認証制度についても取り組んだ。また消防団のポンプ車の更新及び資機材の整備を行った。引き続き消防救急の迅速な対応、団員確保に向けた取り組みを行っていく。

4. 最終レビュー

- ① 防犯対策事業については、チラシ配布等により安全・安心メールのPRを行い登録を推進し、また、警察等の関係機関と連携し、防犯講座などを実施し防犯思想の普及に取り組んだ。さらに、防犯カメラ及び防犯灯の設置をするともに、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動、家庭用防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止に取り組んだ。
- ② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導を実施するなど交通安全思想の普及に取り組んだ。また、効果的にカーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに運転免許証を返納した高齢者を支援し、交通事故の減少に取り組んだ。さらに、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことにあわせ、町内県立高校に警察・交通安全協会とともに要請しヘルメット着用について普及啓発を図った。
- ③ 防災対策事業については、防災士の育成や自主防災組織への支援を行ったが、避難所開設訓練については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施にはいたらなかった。また、大泉町地域防災計画を見直しを行い、さらには大泉町国土強靱化地域計画の策定を行った。併せて各種計画の見直しを行った。
- ④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急の迅速な対応を図り、また資機材の整備を行った。非常備消防については、消防署と連携をし街頭広報を行うなどにより団員の確保及び火災予防思想の啓発に取り組んだ。また消防団のポンプ車の更新を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V4 防災対策の充実	非常備消防事業
	災害対策事業
	防災訓練事業
	自主防災組織事業
V5 地域安全の充実	防犯活動事業
	家庭用防犯カメラ設置補助事業
	交通安全活動推進事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画部	長谷川 久仁子
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、新型コロナウイルス感染症が地域社会に与える影響を見極めながら、基本構想について検証を行うとともに、実施計画については最終年次を迎えることから次期計画を策定する必要がある。また、「第二期大泉町総合戦略」については、目標達成に向けて推進する必要がある。</p> <p>② 行政改革については、「第6次行政改革大綱」が最終年次となるため、これまでの取り組みの推進状況や社会情勢等を踏まえたうえで、次期取り組みについて検討する必要がある。公共施設については計画的に長寿命化を図りながら、庁舎に関する今後の方向性を検討する必要がある。</p> <p>③ 地方創生の推進については、本町の特性や資源を生かしたまちづくりを進める中で、特に、ニューノーマルに対応した取り組みについても進める必要がある。</p> <p>④ 情報セキュリティについては、維持・向上と強靱化に取り組むとともに、どのような状況にも対応できる体制を構築する必要がある。また、ニューノーマルにおけるデジタル化の推進など、時流を捉えた取り組みを進める必要がある。</p> <p>⑤ 協働のまちづくりについては、住民の参画意識の高揚とより多くの人々が参画・活躍できる機会の充実を図る必要がある。</p> <p>⑥ 人権については、「あらゆる差別の撤廃を目指す人権擁護条例」の理念に基づく取り組みを進める中で、新たな課題として、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見、インターネットによる人権侵害を防止するための取り組みについても進める必要がある。また、男女共同参画については、新たにスタートする「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく各施策を推進する必要がある。</p> <p>⑦ 秩序ある多文化共生を推進するため、外国人住民に対して、正確にわかりやすい情報を提供するとともに、キーパーソンを発掘・育成する必要がある。また、推進にあたっては、県の担当部署をはじめ外国人集住都市会議の構成自治体や関係機関、企業等と連携を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び「第二期大泉町総合戦略」については、行政マネジメントシステムを活用した進捗管理を行う。総合計画については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、基本構想を検証したうえで、最終年次を迎える実施計画については各施策の評価を行い次期計画を策定する。</p> <p>② 行政改革については、「第6次行政改革大綱」に基づく取り組みを進めるとともに、これまでの推進状況や社会情勢等を踏まえ、次期取り組みについて決定する。また、行政改革における公共施設のマネジメントを行いながら、担当部署において新庁舎建設に向けた検討作業を進める。</p> <p>③ 地方創生の推進については、社会のニーズを捉えながら、特色あるまちづくりに取り組むとともに、ニューノーマルへの対応についても調査・研究を行いながら取り組みを進める。</p> <p>④ 情報セキュリティについては、訓練等の実施による維持・向上と強靱化を図るとともに、研修の実施等により職員のセキュリティ意識の向上を図る。また、行政のデジタル化の推進について、調査・研究を行う。</p> <p>⑤ 協働のまちづくりについては、住民への意識啓発や各種制度の周知及び積極的な活用の働きかけを行う。また、人材バンク制度については、登録者の発掘及び地域等の事業活用につなげられるよう取り組んでいく。</p> <p>⑥ 人権については全庁的に取り組むとともに、各種事業を実施し、特に感染症やインターネット上での差別、誹謗・中傷防止に関する意識啓発を強化し、人権に配慮したまちづくりを推進する。また、男女共同参画については、新たにスタートする「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく各施策を推進する。</p> <p>⑦ 外国人住民に対しては、多言語による情報提供を行うとともに、より多くのキーパーソンを発掘・育成できるよう各種事業等において積極的な働きかけを行っていく。また、県の担当部署をはじめ外国人集住都市会議の構成自治体や関係機関、企業等と連携を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び「第二期大泉町総合戦略」における各施策の取り組みについては、行政マネジメントシステムを活用し、進捗管理を行った。総合計画については、昨今の感染症の影響に伴う社会の変化を鑑み、ニューノーマル社会に対応したまちづくりが進められるよう基本構想の検証を行ったうえで、計画期間終了に伴う次期実施計画の協議を行い、基本構想修正版及び次期実施計画の素案についてパブリックコメントを実施した。</p>	

- ② 行政改革については、最終年次となる「第6次行政改革大綱」に基づく取り組みは各所管課において進めつつ、次期行政改革の取り組みを協議するための体制を整え、これまでの振り返りを行うとともに次期取り組みの協議を行った。公共施設については個別施設計画に基づくマネジメントを推進しながら、新庁舎については4月に新設された担当部署において調査研究を行っている。
- ③ 地方創生の推進については、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用を開始するとともに、ふるさと納税事業の周知方法拡充等を検討した。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について全庁的な協議を行い、実施を決定した事業については所管部署において取り組みを進めている。
- ④ 情報セキュリティの維持・向上及び職員のセキュリティ意識向上を図るため、基幹系システムの障害対応訓練や職員研修等を実施した。また、住民の利便性向上及び業務の効率化を図るため、デジタル技術を活用した新たなシステム導入に向けた検討や実証実験を行った。
- ⑤ 協働のまちづくりについては、各種制度の周知を行うとともに団体等へ積極的な制度活用の働きかけを行った。提案採択事業については、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、実施できるよう調整を行っている。
- ⑥ 人権については全庁的に取り組みを進める中で、令和3年度から開始したSNS等被害者支援事業に関する取り組み等について検討を行った。また、4月からスタートした「第四次大泉町男女共同参画推進計画」について周知を行うとともに、町民への意識啓発の取り組みとして広報紙に毎月、男女共同参画に関する特設ページを掲載している。
- ⑦ 外国人住民への情報提供については、適時適切に行うとともに、キーパーソンとの連携や新たなキーパーソンの発掘に努めた。外国人集住都市会議については、リモート会議により、構成自治体との協議を行っている。

4. 最終レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、行政マネジメントシステムを活用して、各施策に掲げた取り組みの進捗管理を行うとともに、ニューノーマルへ対応するため変更を加えた基本構想を踏まえて次期実施計画である「第2期実施計画」を策定した。また、「第二期大泉町総合戦略」についても、総合計画と同様の手法により進捗管理を行った。
- ② 行政改革については、最終年次となる「第6次行政改革大綱」に基づく取り組みを各所管課において進めるとともに、その事中評価を行ったうえで、令和4年度以降も引き続き行政改革に取り組んでいけるよう、「第7次行政改革大綱」を策定した。公共施設については個別施設計画に基づくマネジメントを推進しながら、庁舎については「新庁舎整備の基本的な考え方」を策定するとともに、建設に向けた体制整備を行った。
- ③ 地方創生の推進については、コロナ禍において事業の実施や活動等が制限される中、町独自事業を行うほか、町外者に向けたPRを行った。
- ④ 情報セキュリティの維持・向上のため、基幹系システムの障害対応訓練や職員研修を実施した。また、住民の利便性向上及び業務の効率化を図るため、デジタル技術を活用したシステムの実証実験や新たなシステムの導入を行った。
- ⑤ 協働のまちづくりについては、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、提案採択事業について可能な限り実施した。また、各団体の活動状況について、SNSを活用した周知を行った。
- ⑥ 人権については全庁的に取り組みを行った。SNS等被害者支援については、町の事業をさらに周知するため学校への資料配布を行うとともに、男女共同参画の推進については、広報紙を活用し、意識啓発に取り組んだ。
- ⑦ 多文化共生については、外国人住民への情報提供を適時適切に行うとともに、キーパーソンとの連携や新たなキーパーソンの発掘に努めた。また、外国人集住都市会議については、リモート会議を中心に、構成自治体等との協議を行った。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進
Ⅲ3 多文化共生の推進
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅲ5 情報共有化の推進
Ⅲ6 新たな魅力の創造

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画戦略課	久保田 輝己
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の「実施計画2019年度～2021年度」の最終年次として、計画期間中における目標達成を意識していかなければならない。併せて、第二年次を迎える「第二期大泉町総合戦略」についても、策定時とは大きく変化した社会情勢を踏まえつつ、「実施計画2019年度～2021年度」と一体的に進捗管理を行っていく必要がある。また、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、「実施計画2019年度～2021年度」に続く、2022年以降の次期実施計画を策定する必要があるが、計画期間を設けていない基本構想についても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた検証が求められる。</p> <p>② 広域行政における取り組みとして、共通課題等を抱える自治体で組織する協議会等を効果的かつ効果的に活用しながら調査研究を行う中で、新型コロナウイルス感染症の影響への対応についても検討していく必要がある。特に、近隣市町が連携の下で実施している圏域内の活性化に向けた取り組みについては、新たな手法も含めた事業展開が求められている。</p> <p>③ 地方創生の取り組みとして、本町のまちづくりの担い手となる人口を将来にわたって維持していくために、他地域から本町への移住者の増加を図るとともに、本町での定住を促進していく必要がある。移住者の増加に向けては、本町の魅力を広くPRすることによって、交流人口や関係人口の増加を図ることが重要である。また、自主自立の町としてのこれまでの歩みを町民が共有できる機会となる町発足65周年の迎え方についても検討する必要がある。</p> <p>④ 「第6次行政改革大綱」が最終年次を迎えるため、これまでの取り組みを振り返り、急激に変革する社会状況を踏まえた今後の方向性について検討する必要がある。</p> <p>⑤ 行政評価については、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」における「実施計画2019年度～2021年度」の各施策の取り組みについて事中評価を行い、次期実施計画策定の基礎資料として整理する必要がある。</p> <p>⑥ 大泉町行政マネジメントシステムについては、町独自の業務マネジメントツールとして構築してから5年が経過し、有効に機能している。引き続き、職員への周知を徹底し、理解度の向上を図るとともに、より実務に沿ったシステムとしていけるよう、継続的な改善を加えていく必要がある。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、計画的な維持管理により、将来にわたって施設の安全性を保持していくことで、厳しい財政状況の中で費用の効率化を図っていく必要がある。</p> <p>⑧ 行政の中心的拠点である庁舎については、現在の建物となってから47年目となり、老朽化が進行している。サービス提供の場としての機能はもとより、防災の拠点や町のシンボルとしての機能も重要であることから、適切な庁舎のあり方について調査・研究する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び「第二期大泉町総合戦略」については、行政マネジメントシステムを効果的に活用し、目標達成に向けて適切な進捗管理を行っていく。また、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化を踏まえて基本構想を検証したうえで、次期実施計画の策定に当たる。</p> <p>② 広域行政については、共通する課題である利根川新橋の早期建設に向けて、利根川新橋建設促進期成同盟会の構成自治体と連携しながら、関係機関等との調整を図る。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会を中心とし、新しい生活様式に対応していくための調査研究を行いつつ、交流人口や関係人口の増加につながる事業を実施するとともに、移住・定住についても東毛地域の魅力や効果的なPR方法等について情報共有を行っていく。</p> <p>③ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用などによる企業との連携も視野に入れながら、特色あるサービスを提供していくことで、町民の定住を促進するとともに、ニューノーマル社会における新たな価値を踏まえた地域の特性を、東京圏をはじめとした町外の人へ本町の魅力として広く発信していくことにより、本町への移住促進を図る。また、本町のPRとして、ふるさと納税制度をさらに効果的に活用し、より多くの地場産品を返礼品に採用していくとともに、周知方法を拡充することで、本町の知名度向上を図る。町発足65周年を迎えるにあたっては、記念式典を開催する方向で検討する。</p> <p>④ 「第6次行政改革大綱」の効果検証を進めるとともに、変革する社会状況を的確に把握し、これらを踏まえた次期取り組みを計画的に進める。</p> <p>⑤ 施策の評価に関しては、取り組み内容を多角的に捉えて中長期的な視点から効果を判断し、次期実施計画における施策形成の資料としての活用も視野に入れながら実施する。</p> <p>⑥ 行政マネジメントシステムの運用に際し、事務局及び内部監査員の研修機会を設けてスキルアップを図るとともに、内部監査員が実施する各部署の監査を通じて、マネジメント層・ミドルマネジメント層におけるシステムの要求事項についての理解度向上を図ることに加え、組織全体で将来にわたる運用定着に向けて、全職員を対象とする学習機会の確保についても検討する。</p>	

- ⑦ 公共施設マネジメントを確実に推進していくため、個別施設計画による修繕・改修工事を着実に実施し、施設の安全な利用につなげていく。
- ⑧ 現庁舎の課題や庁舎に求められる機能を精査し、新庁舎の建設を視野に入れ、先進自治体の事例から町の規模や財政状況にあった適切な手法・時期等の調査・研究を行う。

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び「第二期大泉町総合戦略」に基づく令和3年度の取り組みについて、行政マネジメントシステムによる四半期ごとの進捗管理として、第1四半期の取組状況と、その結果を踏まえた第2四半期の方向性の確認を行った。
また、町の最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、感染症の影響による社会情勢の変化を踏まえた基本構想の検証と、最終年次となる現実実施計画に続く次期実施計画の策定に向けた協議を進める中で、まちづくりの基本的な考え方にニューノーマル社会への対応を取り入れていくことと、それを実現するための施策の方向性について検討し、それぞれを基本構想修正版、第二期実施計画(2022年度～2025年度)として素案を取りまとめた。
- ② 利根川新橋建設促進期成同盟会については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、書面協議により令和3年度の活動内容を決定したが、例年実施している国や県への要望活動等については、感染症拡大防止に配慮した方法で令和3年度も実施した。
また、両毛地域における相互交流の促進を目的に、両毛広域都市圏総合整備推進協議会が主体となって圏域内の飲食店等の協力の下で実施しているグルメスタンプラリーについては、非接触の電子媒体を活用する予定であったが、人の移動自体が自粛という状況を考慮してイベントとしては中止し、個々に向けた情報発信として協議会のホームページに飲食店等の情報を掲載した。
東毛地域での連携としては、近隣自治体が一体的に移住促進を図るべく、地域の情報を効果的に発信していくための太田・館林地域移住相談会の開催に向けて調整を行った。
- ③ 本町での定住を促進するため、より快適で安心な町を目指している中で、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の受入れ体制を整えるとともに、ニューノーマルへの対応として役場窓口の利便性や施設設備の快適性の向上を図る取り組みに対して企業からの寄附を募ることで、官民連携のまちづくりを推進している。また、町外からの移住促進として、群馬県やふるさと回帰支援センターと連携しながら広く移住に関する情報発信や相談受付を行うほか、移住に際しての要件に該当する場合に国、県と町が合同で支給する移住支援金については、独自の要件を追加してより活用しやすい制度とすることで、主に東京圏に向けた町のPRに努めている。
さらに、ふるさと納税制度を効果的に活用し、町内事業者が生産する製品等の知名度向上や販路拡大につなげられるよう返礼品の更なる充実を図る中で、その情報をさらに多くの人に見てもらえるよう、掲載するポータルサイトを増やしていくための準備を進めた。
- ④ 第6次行政改革大綱については、令和3年度が最終年次となるため、各取り組みを振り返り、成果や課題を踏まえ、次期行政改革大綱の策定に取り組んでいる。今後、パブリックコメントや懇談会の開催に向け、計画的に準備を進める。
- ⑤ 施策評価における事中評価を実施し、現総合計画の取り組みの成果や課題をまとめ、次期総合計画実施計画策定における基礎資料として整理した。令和4年度の最終評価の実施に向け、計画的に準備を進める。
- ⑥ 行政マネジメントシステムの効果的な運用に際しては、システムの要求事項に対する職員の理解度の向上が不可欠であり、内部監査を通して監査員のみならず被監査部署の職員の意識の醸成に取り組んできた。下半期においても監査員を対象とするブラッシュアップ研修等を通じて、さらなる監査スキルの向上を図るとともに、内部監査時のインタビューを通じて若手職員のシステムの理解度を確認していく。
- ⑦ 公共施設マネジメントにおいては、施設整備調査を通じて各施設の劣化状況を把握するとともに、個別施設計画に基づく施設整備を実施している。
- ⑧ 予定していた視察については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期している状況であるが、視察以外の方法による情報収集を行った。

4. 最終レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び「第二期大泉町総合戦略」に基づく事業の実施に関しては、行政マネジメントシステムを活用し、四半期ごとに実施状況と目標の達成度を確認するとともに、その都度手法の再検討を行うことにより、年度を通じた進捗管理を行った。また、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、基本構想をニューノーマル社会への対応を意識したものへと変更するとともに、変更した基本構想に基づき、実施計画(2019年度～2021年度)の施策体系を引き継ぎつつ、新たな課題にも対応していく計画として、第二期実施計画(2022年度～2025年度)を策定した。
- ② 利根川新橋の早期建設に向けて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から訪問ではなく郵送へと手法を変更し、これまでと同様に国や県に対して要望活動を行った。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会については、withコロナの状況下での両毛グルメスタンプラリーの開催手法について構成市町間で意見交換を行い、令和4年度も非接触の電子媒体を活用する手法とし、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて開催を検討する方向で調整した。また、東毛地域の近隣自治体が一体的に移住促進を図ることを目的に開催された太田・館林地域移住相談会に参加し、東毛地域への移住を検討している人へ町のPRを行った。

- ③ 企業から地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用した寄附の申し出をいただくことができ、役場窓口の利便性や施設設備の快適性の向上を図る取り組みに寄附金を活用することで、官民連携のまちづくりを進めることができた。また、町外からの移住促進として、県やふるさと回帰支援センターと連携しながら、ホームページ等での移住に関する情報発信を行うとともに、随時オンラインでの移住相談に対応できる体制を整えたほか、県主催のオンライン移住相談ウィークに参加し、群馬県への移住を検討している人へ本町のPRを行った。より活用しやすい制度へ変更した移住支援金については、主に東京圏へ向けたPRを行う中、要件に該当する移住者からの申請があり、本町への移住へつなげることができた。町の魅力発信の手段の一つとして取り組んでいるふるさと納税事業については、既存返礼品の種類の増設や価格の見直し、新たな返礼品の設定など、返礼品の充実に取り組む中、町の魅力をより多くの寄附者の方へ発信するために、新たなポータルサイトとして「さとふる」を導入することで、新たな寄附者層を獲得し、寄附件数や町の認知度の向上につなげることができた。
- さらに、本町への愛着を深めていただくことを目的に、新型コロナウイルス感染症等の影響により結婚式を挙げていないカップルに向け、新たな町の魅力として大泉町議場での結婚式事業を実施した。なお、65周年を記念した式典については、行政としてニューノーマル社会に対応したサービスを提供すべく、従前の手法を見直す中で、5年刻みの開催手法を変更し、より内容を充実させたくうえで10年刻みで開催することとした。
- ④ 行政改革推進本部にて第6次行政改革大綱のこれまでの取り組みを振り返り、成果や課題を検証した。検証結果を基礎資料とし、パブリックコメント及び行政改革懇談会での意見聴取を経て、引き続き行政改革に取り組むための次期大綱として「限られた経営資源でより効果的な行財政運営の推進を図り、SDGsの理念を踏まえた持続可能なまちづくりを進める」ことを基本方針とする、第7次行政改革大綱を策定した。
- ⑤ 各施策の取り組みについて、事中評価を行い、次期総合計画実施計画の策定における基礎資料とした。また、主要事業評価、町民満足度・意識調査、外部評価など、内部・外部・町民からの多角的な評価を実施した。外部評価については、報告会を職員研修の一環として実施するなど、評価結果を業務改善につなげた。
- ⑥ 行政マネジメントシステムの運用に際し、内部監査員のスキルアップのため、ブラッシュアップ研修を実施した。事務局職員についても外部研修に参加し、行政マネジメントシステムの更なる理解度向上を図るとともに、各部署への内部監査を通じてシステムのさらなる意識付けを行った。
- ⑦ 公共施設マネジメントにおいては、個別施設計画に基づく施設整備を実施するとともに、各施設に対し整備調査を実施し、施設の劣化状況や費用を把握し優先順位付けをするなど、計画的な維持管理を行い、施設の安全な利用と維持管理費の効率化を図った。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部視察を電子メールによるアンケート調査に変更するなど、状況に応じて様々な手法を用いて庁舎のあり方について調査・研究を行った。また、庁舎の今後のあり方をまとめた「新庁舎整備の基本的な考え方」を策定した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	行政マネジメントシステム事業
	行政改革推進事業
	新庁舎建設調査事業
Ⅲ6 新たな魅力の創造	地方創生推進事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
情報政策課	野邊 陽一郎

1. 現状と課題

- ① デジタル変革が急速に展開されており、住民サービスや業務効率の向上に資する新たな技術について調査研究していく必要がある。
- ② 総務省の自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画においてシステムの標準化・共通化については重要取組事項として位置づけられており今後のシステム導入・運用について調査研究していく必要がある。
- ③ 情報セキュリティ対策については、デジタル化の進展に合わせたサイバーセキュリティの確保が必要である。

2. 取組方針

- ① AI等の最新技術を用いた業務改善、サービス向上について調査研究を行っていくほか、行政機能維持の観点からテレワーク導入の検討を行っていく。
- ② 共同利用を行っている基幹業務システムは関係団体内で情報共有や意思統一を図っていくとともに、単独で運用している内部業務システムについては、共同化の検討を行っていく。
- ③ 技術的対策として、デジタル変革によるクラウドやリモートワークのほか、巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、セキュリティ基盤の見直しを行う。また、人的対策として、職員研修等を実施し、セキュリティ意識の向上を図っていく。

3. 中間レビュー

- ① テレワークやAI等の最新技術を用いた業務改善について調査するために実証実験を実施した。実証実験の結果、職員の作業時間の削減など効果が認められたため、導入に向け準備を進めていく。
- ② 共同利用を行っている基幹業務システムに関しては、関係団体内で情報共有や意思統一を図るため、運用状況の検証や機器障害を想定したインシデント対応訓練を実施した。単独で運用している内部業務システムについては、共同化の調査研究として、事業者プレゼンを実施した。引き続き関係団体内で情報共有や意思統一を図っていく。
- ③ リモートワークの一種であるテレワーク導入の検討を実施するうえで、技術的な対策がなされたシステムを検討するとともに、人的対策としてのセキュリティ意識の向上を図るため、標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修を実施した。引き続きセキュリティ意識の向上を図っていく。

4. 最終レビュー

- ① 基幹業務システムでRPAの運用を開始した。内部業務システムについては令和4年度からRPA・AI・OCRの本格運用をすることとした。またテレワークについては令和4年1月からのまん延防止等重点措置期間中、一部職員で利用を行った。引き続き必要なシステムが利用できるようネットワークの運用管理を行っていく。
- ② 内部業務システムの共同利用について、現状では費用対効果が低く、当面は各町で単独運用を行っていくが、全国の動向等について引き続き注視していく。また地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により義務化された基幹業務システムの標準化対応について、郡内情報部門と情報共有を行った。令和4年度は移行手法や時期について検討していく必要がある。
- ③ テレワークについて、強固なセキュリティを維持したLGWANを活用したシステムでの試運用を開始し、令和4年度以降はセキュリティを含めたルールづくり等、人事部門と連携しながら実施していく。人的なセキュリティ対策として自己点検や内部監査を実施したほか、セキュリティ対策を維持向上させるため、情報セキュリティ対策基準の改訂を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	地域情報システム推進事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
多文化協働課	笠松 弘美
1. 現状と課題	
<p>① 協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり推進指針」に基づき各種制度の周知を図り、活用を促進させるとともに、住民の参画意識の高揚と参画機会の充実を図る必要がある。</p> <p>② 人権施策については、国際化や情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢の変化に伴い新たな人権問題も生じており、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念、及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会や関係各課と連携し、あらゆる差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発のより一層の推進を図る必要がある。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の令和2年度の進捗状況を確認し、改善すべき内容を把握するとともに、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく事業展開と進行管理を行い、更なる意識の啓発や理念の共有を図る必要がある。</p> <p>④ 多文化共生については、正確かつ迅速な情報提供や多国籍化する外国人住民へ対応するため、行政とのパイプ役となるキーパーソンを発掘し、連携を図るとともに、関係各課との横断的な課題把握や情報共有、関係機関等と連携した取り組みが必要である。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、集住地域の実情を伝え、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うため、関係各都市との情報共有、課題研究等の連携を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 協働のまちづくりについては、「新しい生活様式」を踏まえ、広く住民を対象とした意識啓発を行うとともに、「元気な地域支援事業」と「協働のまちづくり事業提案制度」を実施し、住民活動団体等の活動を支援していく。 人材バンク制度については、積極的な制度周知を行い、新規登録者を発掘するとともに、地域活動における指導者としての活用促進を図る。</p> <p>② 人権施策については、令和2年度から開始した「SNS等被害者支援事業」を実施し、被害者への支援及び被害者にも加害者にもならないための啓発を行うとともに、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と、差別の解消を目指す取り組みを推進する。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、男女共同参画の意識の啓発及び理念の共有を図るための各種事業を実施する。</p> <p>④ 多文化共生については、生活ルールやマナー、災害や新型コロナウイルスに関連する情報、各種制度などを正しく伝え、正しく理解し行動できるよう、多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座等を開催するとともに、多文化共生コミュニティセンターを活用し、迅速に情報提供していく。また、外国人住民の多国籍化に対応するため、各国のキーパーソンを発掘し連携を図り、情報の提供・収集を行う。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市との情報共有、課題研究等の連携を図るとともに、必要に応じて国や関係機関等への働きかけを行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」6件、「協働のまちづくり事業提案制度」1件の事業を採択し、住民活動団体等の活動を支援していく。人材バンクについては、2件の新規登録、2件の利用に繋がった。引き続き、住民活動支援センターホームページ等で協働のまちづくり事業制度、人材バンク制度の周知を行うとともに、制度の利用促進、人材バンク新規登録者の増加を図る。</p> <p>② 人権施策については、部落解放同盟群馬県連合会と連携し、人権に関する新入職員研修会を実施した。また、西邑楽高校芸術科と連携し、SNS等の適正利用啓発のためのクリアファイル作成に向けて企画調整を行った。引き続き、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関係機関、関係部署等と連携を図り、人権啓発を行う。</p> <p>③ 男女共同参画については、令和2年度が「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の最終年度のため、各課の令和2年度の取組についての進捗管理を行うとともに、計画期間5年間の総括を行った。また、広報紙に「男女共同参画コーナー」を掲載するとともに、啓発図書コーナーの設置やホームページ等での情報提供を実施した。</p>	

- ④ 多文化共生については、外国籍児童生徒を対象とした就学説明会や進路説明会等、外国籍住民が多く集まる機会を捉え、多文化共生懇談会を開催したほか、多文化共生コミュニティセンターで各種相談や情報提供を実施した。また、外国籍住民と接する機会の多い関係部署との情報交換会を開催し、外国籍住民を取り巻く現状や課題について、情報共有を図った。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市と新型コロナウイルス感染症に関する対応等について情報共有を行うとともに、コロナ禍における多文化共生社会の実現に向けて、関係省庁に対し提言書を提出した。

4. 最終レビュー

- ① 協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり事業提案制度」において1件の事業を採択し、住民活動団体等の活動への支援を行った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により協働のまちづくり講演会は中止となったが、町公式YouTubeチャンネルで協働のまちづくりセミナーを開催するとともに、住民活動団体の活動を周知する協働のまちづくりパネル展をWebパネル展とし、協働のまちづくりセミナーと同時開催とした。人材バンクについては、4件の新規登録、4件の活用に繋げた。
- ② 人権施策については、犯罪被害者週間にあわせて関係団体と連携し、犯罪被害者支援に関するパネル展を開催するとともに、犯罪被害にあわれた方々への支援活動に役立てる「ホンデリング・プロジェクト」（本回収ボックス）も実施した。また、SNS等の適正利用啓発のためのクリアファイルを西邑楽高校と連携・作成し、町内中学生及び高校生に配付した。SNS等被害者支援講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とした。
- ③ 男女共同参画については、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて啓発図書コーナーを設置するとともに、役場庁舎及び保健福祉総合センター窓口のパーテーションに「パープルリボン」のステッカーを貼り啓発を図った。また、出産と子育てについてのセミナーをオンラインによる3回連続講座として開催するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった講演会は、講師からの特別メッセージとして町公式YouTubeチャンネルで配信した。
- ④ 多文化共生については、ブラジル移動領事館や外国人学校と連携し、多文化共生懇談会を開催したほか、外国語版広報紙「ガラッパ」を毎月発行し各種情報提供を行うとともに、多文化共生コミュニティセンターで各種相談や情報提供を行った。また、外国籍住民に対し新型コロナワクチン接種促進を図った。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、Webセミナーを開催し多文化共生活動支援団体のパネルディスカッションを行った。また、鈴鹿会議を開催するとともに、鈴鹿宣言に伴う提言を関係省庁へ提出した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進	協働推進事業
Ⅲ3 多文化共生の推進	多文化共生懇談会推進事業
	多文化共生コミュニティセンター管理運営費
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財務部	堀本 俊行
1. 現状と課題	
<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響等により経済情勢が不透明な中、安定的な行政サービスが提供できるよう財源の確保や経費削減に引き続き取り組まなければならない。併せて補助金について、補助の長期化・固定化、事業効果の検証・分析などに取り組む必要がある。</p> <p>② 普通財産の維持管理に継続的な経費がかかっており、自主財源の確保の観点から、未利用資産の売却を積極的に推進し、維持管理経費を削減する必要がある。</p> <p>③ 庁舎管理では、来庁者の利用環境や職員の執務環境を整えるため、安全を考慮し維持管理を行う必要がある。</p> <p>④ 入札や契約に際しては、競争性をはじめ、公平・公正性、透明性を担保した入札体制を堅持する必要がある。検査に関しては、担い手3法(品確法・建設業法・入契法)の主旨に基づく公共工事の品質の確保と労働者に配慮した取り扱いの確認を行っていく必要がある。</p> <p>⑤ 公正・公平・適正で効率的な課税事務に取り組むため、税制改正等に正確に対応できる職員の育成と徹底した個人情報管理に取り組む必要がある。</p> <p>⑥ 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理の手法等の現状分析を行い、組織的に滞納処分に取り組む必要がある。</p> <p>⑦ 令和元年東日本台風を経験してなお、部内での危機管理意識について、組織内で共通認識を持ち意識の醸成を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 事業内容などを精査することで財源の確保、経費削減を行い、効果的・効率的な予算編成を行うとともに、補助制度の透明性の確保とより効率的で適切な運用を図るため、統一的な指針等を策定する。また、今後予想される財政需要を正確に把握し、各基金の積立、処分を行う。</p> <p>② 未利用財産の売却については、周知方法を工夫し、売却手法については公売に限らず、随時売却も行う積極的にストック減少に取り組む。</p> <p>③ 庁舎建物・設備等の老朽化が進んでいるため、故障等の際には、早期対応を基本としつつ、安全性・費用対効果を考慮し、随時修繕を行う。</p> <p>④ 工事等発注所管部署と調整を行い、入札事務に取り組む。また、契約については、関係する部署への的確な助言指導を行うとともに、公共工事の適正な施工確保のため、完成等検査において受注者の施工体制などの確認・指導を実施する。</p> <p>⑤ 税制改正等への対応、納税者への問い合わせ等に対し、丁寧でわかりやすく説明責任が果たせるよう、職員研修等により税の知識を習得させる。個人情報管理については、情報セキュリティポリシーを遵守し、定期的に管理状態を確認する。</p> <p>⑥ 滞納整理を計画的に行い、現状分析を四半期ごとに評価・検証し、早期の未納者の調査、催告を行うことで、滞納額の圧縮を図る。また、業務手法等の情報を共有し、徴税吏員のスキルアップに取り組んでいく。</p> <p>⑦ 危機管理意識の醸成を適切な素材を用いながら部内で随時実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 国の基本方針2021や町の決算状況などを踏まえ、令和4年度当初予算編成方針の検討を行った。なお、令和2年度決算の経常収支比率は100%と高く、財政構造の硬直化の進行が見られるため、同比率の低減を図る必要がある。「補助金等の適正化ガイドライン」を令和3年9月に策定した。今後は、補助制度の創設、また見直しに当たっては、本ガイドラインを統一的な基準とし、運用を図っていく。基金については、決算剰余金の一部を財政調整基金及び公共施設等整備基金に積み立てることができた。</p> <p>② 未利用財産の随時売却については、問い合わせがあったものの売却には至らなかった。今後は、周知方法をはじめとした新たな売却方法等について導入すべく幅広い観点から検討を行っていく。</p> <p>③ 庁舎管理においては、排煙設備等の老朽化による故障のため、修繕等を行った。今後も設備等の不具合については、安全を考慮しながら迅速に対応していく。</p>	

- ④ 入札に関しては、ぐんま電子入札共同システムの次期システム移行を適切に行う必要があるため、次期システムに係る情報収集を行った。今後は当該システムに滞りなく移行できるよう必要な知識の習得を図っていく。検査については、受注者の施工体制を確認することで公共工事の適正な施工の確保に努めた。今後も引き続き厳格な検査を行うことで、公共工事の品質の確保及び労働者に配慮した取り扱いの確認を行っていく。
- ⑤ 税制改正に関する事項については、税務課内研修を実施し、職員間で共通理解を図っている。令和2年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について遅滞なく情報提供を行った。今後も納税者に丁寧でわかりやすく説明できるよう取り組む。また、個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩防止に対して徹底し、今後も継続していく。
- ⑥ 文書による催告書発送後にショートメッセージサービスによる催告、また電話による催告を併せて実施。また、徴税吏員のスキルアップについては、県税職員による出前講座や滞納案件検討会を開催することで、業務手法の共有も図れた。今後も徴税吏員のスキルアップを計画的に行っていく。
- ⑦ 税務課では、災害時のシステムダウンを想定し、手書き申告書作成の取り組みを町民税はもちろん、国民健康保険税についても取り組んだ。また、災害の対応について、経験のある職員が中心となり行動指針の作成に取り組んでいる。

4. 最終レビュー

- ① 令和4年度当初予算編成は、ニューノーマルへの対応や財源確保の強化を基本方針として編成にあたったが、新庁舎建設用地購入の経費計上などにより財源不足となり、財政調整基金から過去最大額を取り崩す予算編成となった。安定的な行政サービスが提供できるよう、引き続き財源の確保や経費削減を進めていく。
補助金等交付基準などを盛り込んだ「補助金等の適正化ガイドライン」を策定した。今後の補助制度の創設、また見直しに当たっては、本ガイドラインを統一的な基準とし、運用を図っていく。
基金については、決算剰余金の一部を財政調整基金及び公共施設等整備基金に積み立てることができた。
- ② 未利用地を1件売却に付し、売却することができたが、随時売却物件については、売却には至らなかった。周知方法を拡充するための新たな手法を検討し、令和4年度から実施する準備が整った。今後も、未利用地の売却について財源確保の観点から積極的に取り組んでいく。
- ③ 庁舎管理において、不具合が生じた際には迅速な対応に努めた。庁舎の老朽化が進行しており、今後もより安全に配慮した修繕等を行っていく。また、新庁舎建設を見据えた修繕等を行っていく。
- ④ 入札に関しては、ぐんま電子入札共同システムの次期システム移行に係る事務を滞りなく適切に行った。検査については、受注者の施工体制を確認することで公共工事の適正な施工の確保に努めた。今後も引き続き、厳格な検査を行うことで、公共工事の品質の確保及び労働者に配慮した取り扱いの確認を行っていく。
- ⑤ 税制改正に関する事項については、税務課内研修を実施し、職員間で共通理解を図り、ホームページに改正内容を掲載し、周知を図った。今後も納税者に丁寧でわかりやすく説明できるよう取り組んでいく。また、個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩防止に対して徹底した。情報共有を今後も継続していく。
- ⑥ 早期の未納者の調査、電話催告を行い、自主納付を促したことで、収納率は維持することができた。また、徴収困難な案件は、県税職員と当該案件を検討し滞納処分を行った。徴税吏員のスキルアップについては、県税職員による出前講座や滞納案件検討会を開催することで、業務手法の共有も図れた。今後も徴税吏員のスキルアップを計画的に行っていく。
- ⑦ 税務課では、災害時のシステムダウンを想定し、手書き申告書作成の取り組みを町民税はもちろん、国民健康保険税についても取り組んだ。また、災害の対応について、経験のある職員が中心となり行動指針の作成に取り組んでいる。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財政課	持田 一也

1. 現状と課題

- ① 財政運営については、新型コロナウイルス感染症の影響等により経済情勢が不透明な中、安定的な行政サービスが提供できるよう、財源の確保や経費削減を進める必要がある。
- ② 補助金については、町の施策を展開する上で、一定の役割を果たしているが、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化するといった課題が指摘されている。
- ③ 財政の透明性、説明責任の観点から、財務状況等の公表を行っていく必要がある。

2. 取組方針

- ① 事業内容などを精査することで財源の確保、経費削減を行い、効果的・効率的な予算編成を行う。
- ② 補助制度の透明性の確保とより効率的で適切な運用を目指すための統一的な指針・方針を策定する。
- ③ ホームページ等を通じて財務状況等をわかりやすく町民へ公表していく。

3. 中間レビュー

- ① 国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」や町の決算状況などを踏まえ、令和4年度当初予算編成方針の検討を行った。なお、令和2年度決算の経常収支比率は高い数値(100%)となり、財政構造の硬直化の進行が見られるため、同比率の低減を図る必要がある。
- ② 補助金等交付基準、見直し基準などを盛り込んだ「補助金等の適正化ガイドライン」を令和3年9月に策定した。これにより、補助金等に対する考え方が明確となった。今後は、補助制度の創設、また見直しに当たっては、本ガイドラインを統一的な基準とし、運用を図っていく。
- ③ 理解しづらい財務状況をわかりやすいものとするため、他市町村のホームページを調査し、検討を行った。

4. 最終レビュー

- ① 令和4年度当初予算編成は、ニューノーマルへの対応や財源確保の強化などを基本方針として編成にあたったが、新庁舎建設用地の購入などにより財源不足となり、財政調整基金から過去最大額を取り崩す予算編成となった。安定的な行政サービスが提供できるよう、引き続き財源の確保や経費削減を進めていく。
また、財政運営の健全化を図る方策として、財政見通しや具体的な取組を内容とする大泉町財政計画を令和4年3月に策定することができた。
- ② 補助金等ガイドラインの策定により、令和3年9月以降の新たな補助制度の創設は、統一的な基準に沿ったものとなった。今後は、本ガイドラインを適切に運用し、また、既存の補助制度については、所管課に対し、基準に沿った制度となるよう適正化を推進していく。
- ③ 財務状況等の公表として、予算の明細書を新たにホームページへ掲載した。財政運営の理解が高まるよう、継続してホームページの内容や広報紙への掲載内容の見直しを進めていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
契約管財課	齊藤 豊

1. 現状と課題

- ① 普通財産については、維持管理費の削減、自主財源の確保の観点から、未利用地の売却を行っていく必要がある。
- ② 庁舎管理については、随時、緊急修繕を行い、安全に配慮した維持管理を行っていく必要がある。
- ③ 入札事務については、厳正な執行を維持するため、ぐんま電子入札共同システムの次期システム移行を適切に行う必要がある。
- ④ 検査業務については、担い手3法(品確法・建設業法・入契法)の主旨に基づく公共工事の品質の確保と労働者に配慮した取り扱いの確認を行っていく必要がある。

2. 取組方針

- ① より一層の周知を行い、未利用地の随時売却を行う。また、新たな売却方法等の検討を行う。
- ② 庁舎や各設備の老朽化が進んでいるため、故障等の際は早期に対応しつつ、使用期間、費用などを考慮した修繕とし、適切な維持管理を行っていく。
- ③ システム移行が適切に行えるよう群馬県CALS/EC市町村協議会からの情報収集に努めるとともに、次期システムの運用に向け担当職員のスキルアップを図る。
- ④ 公共工事の適正な施工を確保するため、完成等検査において受注者の施工体制などの確認及び指導を実施する。

3. 中間レビュー

- ① 未利用地の随時売却についてはホームページによる周知を引き続き行った結果、関心のある方からの問い合わせが複数寄せられたが売却には至らなかった。また、周知方法をはじめとした新たな売却方法等について、その内容を拡充すべく幅広い観点から検討を行っている。
- ② 車庫のシャッターや排煙設備等の老朽化による故障の修繕等を行った。今後も設備等の不具合に迅速に対応するとともに、老朽設備等の確認、点検を随時また計画的に行う予防保全を実施することで、安全に配慮した維持管理を行う。
- ③ 群馬県CALS/EC市町村協議会に対し、次期システムに係る情報収集を行った。今後、当該システムに滞りなく移行できるよう、必要な知識の習得を図る。
- ④ 工事等に関する提出書類の修正を行い、受注者の施工体制の確認の精度を上げ、公共工事の適正な施工の確保に努めた。今後も引き続き厳格な検査を行うことで、公共工事の品質の確保及び労働者に配慮した取り扱いの確認を行う。

4. 最終レビュー

- ① 未利用地を1件公売に付し売却することができた。随時売却物件についてはホームページによる周知を行ったが売却には至らなかった。令和3年度の取組の中では、購入希望者に向けた周知方法を拡充するための手法を幅広く検討し、新たな取り組みの準備を進めることができた。今後も未利用地の周知、売却方法等について調査研究し、財源確保に繋げられるよう努めていく。
- ② 庁舎及び庁舎設備について、不具合が生じた際には迅速な対応を図ることができた。庁舎の老朽化が進行していることもあり、今後も、より安全に配慮した修繕等を行っていく。また同時に、新庁舎建設を見据えた修繕・工事を行っていく。
- ③ 次期システムの移行に係る事務を滞りなく行った。今後も引き続き、厳正な入札執行が図れるよう、当該システムの運用についてスキルアップを図っていく。
- ④ 検査業務について、厳格な検査を行うことで、公共工事の品質の確保が図られ、また労働者の労働環境の改善に繋げることができた。今後も引き続き、担い手3法(品確法・建設業法・入契法)の主旨に基づき、公共工事の品質の確保と労働者に配慮した取り扱いの確認を徹底していく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
税務課	宮永 健一
<p>1. 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公正・公平・適正な課税事務を行い、自主財源の確保を図る必要がある。 ② 税制改正への対応については、正確に内容を把握し、改正内容をわかりやすく周知していく必要がある。 ③ 課税業務に不可欠である電算システムについては、適正な状態を維持する必要がある。 ④ 審査請求や課税額に関する問い合わせについては、適切に対応する必要がある。 ⑤ 個人情報の取り扱いについては、適切な管理保護に取り組む必要がある。 ⑥ 危機管理の取り組みとして、課内で災害対応の共通認識を持つ必要がある。 	
<p>2. 取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公正・公平・適正な課税事務については、職員の資質向上への取り組みとして、各種研修会に積極的に参加する。また、課税対象者を的確に把握するため、申告書等の審査を徹底し、適正な課税資料の収集を図る。 ② 毎年行われる税制改正の対応については、改正内容を理解し課内での共通認識を図り、ホームページ等を活用し税制改正の情報提供に取り組む。 ③ 電算システムについては、税制改正事項や各種課税情報等が適切に反映・処理されているか確認を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。 ④ 納税者からの審査請求や納税通知書に関する問い合わせ等に対し、税務専門用語の多用を避けるなど丁寧でわかりやすい説明を意識し、説明責任を果たす。 ⑤ 課税事務で扱う個人情報等については、情報セキュリティポリシーを遵守し、厳格な管理保護に取り組む。 ⑥ 危機管理の取り組みについては、災害時のシステムダウンを想定した手書き申告作成の取り組み、被災認定研修に参加し個々のスキルアップを図る。 	
<p>3. 中間レビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染拡大のため、参加予定の研修会の中止が多かったがWeb会議の参加や、課内研修を実施し資質の向上に努めている。また、現地調査、実態調査、関係機関への情報照会等を行い、適正な課税情報の把握に努めている。 ② 税制改正に関する事項については、課内研修を実施し職員間の共通理解を図っている。令和2年に引き続き新型コロナウイルス感染の影響による国民健康保険税の減免について遅滞なく情報提供を行った。 ③ 電算システムについては、税制改正への対応、正確な賦課算定、入力データの反映状況等を含め、改正箇所の適正確認を行った。 ④ 審査請求や異議申し立てはなかった。納税通知書に関する問い合わせに対しては、町民目線に立ち、丁寧にわかりやすく説明を行った。 ⑤ 個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩防止に対し課内で情報共有を徹底している。 ⑥ 災害時のシステムダウンを想定した手書き申告作成の取り組みについては、申告以外にも国民健康保険税の手書き計算に取り組んでいる。災害の対応について、経験値のある職員が中心となり行動指針の作成に取り組んでいる。 	
<p>4. 最終レビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、参加予定の研修会が中止になってしまったがWeb会議の参加や、経験値のある職員から研修を実施し共通理解を図った。また、現地調査、実態調査、関係機関への情報照会等を行い、自主財源の確保を図った。 	

- ② 税制改正に関する事項については、課内研修を実施し職員間の共通理解を図るとともに、改正内容をホームページに掲載し周知を図った。
- ③ 電算システムについては、税制改正事項や各種課税情報等が適切に反映・処理されていることを確認した。引き続き稼働システムの点検、保管データの安全性の確認を行い正確性を確保する。
- ④ 税額に関する問い合わせに対しては、町民目線に立ち、わかりやすく丁寧な説明を行った。引き続き公平・公正・適正業務に取り組み、納税者への説明責任を果たしていく。
- ⑤ 個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩防止等に対し、課内での情報共有を図った。
- ⑥ 危機管理の取り組みについては、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し、例年行う申告計算のほか国民健康保険税の手書き計算に取り組んだ。資産税係では経験値のある職員を中心に行動指針の作成に取り組んだ。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
収納課	高橋 直樹
1. 現状と課題	
<p>① 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理を適切に行うため計画や手法の現状分析を行い、組織的に取り組む必要がある。</p> <p>② 町税等の納期内納付を推進するため、収納が確実な口座振替の利用拡大に取り組む必要がある。</p> <p>③ 滞納者に対する納税催告は、郵便、電話、訪問により行っているが、催告発付時期や対面を避けるなど多様な手法を再考し、より効果的な納税催告に取り組む必要がある。</p> <p>④ 住民登録を残したまま転出するなど、居住実態不明の滞納者が多く、滞納整理の妨げとなっている。</p> <p>⑤ キャッシュレス決済の普及とともに、納税者の納税環境を整備する必要がある。</p> <p>⑥ コロナ禍により徴収猶予申請をして納税を猶予されている方の猶予期間終了後の納付が確実にされているかの納付監視をする必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 滞納者の財産調査、生活状況調査、納税相談等を計画的に行い、その結果を踏まえた差押え処分、執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。また、滞納整理に組織的に取り組むため常に滞納処分の実績を掲示し、評価、検証し、業務手法の共有を図るとともに職員のスキルアップに取り組む。</p> <p>② ハガキタイプの口座振替申込書を関係各課窓口を設置するとともに保険証発送時に口座振替勧奨チラシの同封により勧奨を図る。納税通知送付時や給与差押終了時にも口座振替申込書を同封し勧奨する。</p> <p>③ 訪問などが困難な転出者の過年度分の滞納に対しては、携帯電話のショートメッセージサービスを利用した納税催告をボーナス時期など、より効果が見込める時期に行い、文書催告の効果を高め納付につなげていく。</p> <p>④ 滞納者の居住の有無を把握するため、居住実態調査や入管等関係機関への照会を実施し、その結果を受け、職権消除依頼など関係課との連絡調整を行う。</p> <p>⑤ アンケートなどによる町民の要望や利用度を確認し、より取引が多い電子マネーの追加導入を検討する。</p> <p>⑥ コロナ禍により徴収猶予をしている方の納付監視を行い猶予期間満了後、未納者には納付催告や納税相談を行う。なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合は、追加の猶予など柔軟な対応を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 預金調査を実施し納税資力を確認したうえ、納税相談を行い、自主納付の勧奨や差押を行っている。職員のスキルアップのために県税職員による出前講座及び案件検討会を開催した。</p> <p>② ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書発送時に同封した。また、介護保険、後期高齢者保険新規該当者にも口座振替勧奨チラシを同封した。各窓口にも口座振替申込書を改めて設置した。</p> <p>③ 文書による催告書発送後にショートメッセージサービスによる催告を併せて実施した。また、会計年度任用職員による電話催告も併せて実施した。</p> <p>④ 郵便物が返戻になった方などの居住実態調査を町内は現地調査を、転出者は他市町村及び入管等関係機関に照会し、定期的に住民課に職権消除通報を行っている。</p> <p>⑤ 窓口来庁者に対して、電子マネーの利用状況や希望についてのアンケート調査を9月まで行った。</p> <p>⑥ 猶予期間満了前に満了通知と納付書を併せて送付し、猶予期限までに納付するように促し、猶予期限を経過してもなお未納の方には督促状を送付し納付を促した。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 預金調査のうえ納税資力がある方で納税をしない方や徴収が困難な案件は、県税職員と該当案件を検討し滞納処分を行った。コロナ禍により納税資力が低下し徴収できないものは滞納処分の執行停止をした。</p> <p>② 口座振替の申込書を関係窓口等に設置し勧奨を図った。引き続き口座振替の勧奨に努める必要があるため、今後も納税通知書に勧奨通知及びチラシの同封や窓口へ申込書を設置し勧奨に努める。</p> <p>③ 滞納処分件数及び処分金額はコロナ禍により差押を控えたため低下したが、文書などによる催告や時間内及び時間外に電話催告を行い自主納付を促したことにより収納率は維持することが出来た。</p> <p>④ 居所不明の確認が出来たものについては、早期に関係課に通報した。これにより職権消除がされたものについては、居所不明のため公示送達により差押等の滞納処分を実施した。</p>	

- ⑤ 窓口アンケートの結果、現在導入している電子マネーの利用度は高いようであるが引き続きアンケートを行い利用度の高い電子マネーの導入を検討していく。
- ⑥ 徴収猶予をしていた方々のほとんどが納付に至ったが、猶予期間満了後も未納の方に督促状を送付した。引き続き催告等を行っても納付に至らない場合は滞納処分も検討していく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	徴收費

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
健康福祉部	笠松 智広

1. 現状と課題

- ① 町民ニーズの多様化・複雑化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、複雑かつ複合的な課題を抱える世帯等に対して、関係部署間や関係機関、また、自治会や民生委員児童委員等、地域との連携を図る必要がある。
- ② 誰もが住み慣れた地域で健康で自立した生活を送れるよう、ニーズの変化を捉え、時代に合ったサービスや施設のあり方を検討する必要がある。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る必要がある。

2. 取組方針

- ① 生活困窮、介護、子育て等の問題を抱えた世帯等の相談を受け、継続した支援が行えるよう、特に健康福祉部内での連携を強化するとともに、関係機関や地域の組織、地域の役員との連携を図る。
- ② 各種サービスの利用状況等を検証し、住民ニーズを的確に捉え、スクラップアンドビルドを心がけ、新たなサービスの調査研究や構築に取り組む。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、関係機関、関係部署と連携し、正確な情報発信と予防啓発等に取り組むとともに、予防接種についても、近隣自治体や関係機関と連携し、円滑に実施できるよう取り組む。

3. 中間レビュー

- ① 関係部署間で連携し、様々な問題を抱えた世帯等の相談を受けている。今後も、連携して相談を受けるとともに、地域との連携も図っていく。
- ② 高齢者等デマンドバス事業について、令和3年度よりドア・ツー・ドア方式で実施し利用者の利便性を図った。また、生理用品の配付など住民ニーズや時代のニーズにあったサービスを取り入れたほか、他の事業についても調査研究を進めている。
- ③ 広報紙やホームページ等とおして正確な情報発信に取り組むとともに、予防接種については、関係機関等と連携し、令和3年11月までに接種希望者の接種が終了するよう取り組んでいる。

4. 最終レビュー

- ① 関係部署間で連携し、様々な問題を抱えた世帯等の相談を受けたが、地域の組織等との連携まで図ることができたとは言えない。今後も、連携して相談を受け、地域組織等とも連携し、継続した支援が行えるよう取り組む。
- ② 令和3年度は、高齢者等デマンドバス事業のドア・ツー・ドア方式での実施、若年がん患者の在宅療養支援事業や生理用品の配付など住民ニーズや時代のニーズにあったサービスを取り入れた。また、高齢者世帯の冷房器具購入費補助事業や障害者就労施設への助成事業などの調査、検討を行った。
- ③ 広報紙やホームページ等とおして正確な情報発信に取り組み、予防接種については、関係機関等と連携し、令和3年11月までに接種希望者の接種を概ね終了することができた。さらに3回目の接種と小児の接種について、早期に終了できるよう取り組む。

5. 所管する施策

施策名
IV1 地域福祉の充実
IV3 障害者福祉の充実
IV4 高齢者福祉の充実
IV5 医療体制と保険制度の充実
IV6 健康の保持増進

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
福祉課	酒井 清
1. 現状と課題	
<p>① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画について、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響によるイベントの開催状況に左右されない周知方法の工夫や次期計画策定に向けた策定方法の検討並びに地域福祉に関する町民の意見を把握する必要がある。</p> <p>② 身体障害者手帳交付(1級・2級)者、療育手帳交付者並びに、精神障害者保健福祉手帳交付者に対して、福祉タクシー利用券を交付しているが令和3年度から利用者の利便性向上のため、試行的に額面金額の変更と福祉タクシー利用券による広域公共バス「あおぞら」やデマンド交通「ほほえみ」を利用できるよう変更したことから、効果の検証を実施する必要がある。</p> <p>③ 第六次障害者基本計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画について、計画初年次となることから、各計画の具体的な取り組みが開始となるため適切に計画の進行管理を行う必要がある。</p> <p>④ 「大泉町手話言語条例」について、アンケート結果より認知度が低いことから、積極的な周知が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 地域福祉活動計画の主体である社会福祉協議会と連携しながら、地域共生社会の実現に向け、イベントの開催状況に左右されない周知方法の検討並びに令和5年度を始期とする次期計画の策定に向け現計画の評価や分析、町民意見を把握するためのアンケート調査を実施する。</p> <p>② 効果検証方法として、福祉タクシー利用券の利用率並びに福祉タクシー利用券を利用した他の交通施策の利用頻度などの調査を行うとともに、関係部署と連携し、交通弱者に対する支援策の充実に向け取り組む。</p> <p>③ 第六次障害者基本計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画について、計画に基づいた事業及び障害福祉サービス量に対する確保策を実施するとともに障害のある人が自立に向けた生活が送れるようサービスを遺漏なく提供する。</p> <p>④ 手話及びろう者に対する理解を広げるために、手話による情報の発信や手話の普及等についてイベント時や広報紙などを活用し取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 地域共生社会の実現に向けた活動の周知については、社会福祉協議会と周知方法について現在、協議中である。また、次期計画策定に向けたアンケート調査について当初の予定通り進んでおり11月中にアンケート調査を行い、結果について年度内に分析し計画策定に向けた準備を進める。</p> <p>② 福祉タクシー利用券については、年度内を目途に各タクシー会社を通しての調査を実施する予定だが、調査内容並びに調査方法について検討する必要がある。また、関係部署と協議し他の交通機関を福祉タクシー利用券で利用している状況も併せて確認をする。</p> <p>③ 両計画における、令和3年度の計画に基づいた事業並びにサービス利用状況などについて振り返り、計画の進捗状況も含め、障害者基本計画等策定委員会を令和3年度中に開催し、報告をする。</p> <p>④ 手話の普及について、広報紙やホームページで掲載している「手話たいむ」を通じ普及している。また、「手話奉仕員養成講習会」については、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、全25回開催予定中、9回実施したところで中止となってしまった。令和3年度下半期に向け、関係部署や団体と協議し手話普及に向けた取り組みを協議する。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 活動の周知について、社会福祉協議会と協議したが結論には至らなかった。今後も引き続き、令和4年度も感染症の影響を考慮した周知方法について社会福祉協議会や関係団体等と協議する場を設け検討する必要がある。アンケート調査は予定どおり進み分析結果をまとめることができた。</p> <p>② 福祉タクシー利用券については、事業所のドライバーを通じて利用者の声の聞き取りを行ったが、聞き取り件数が少なかったため、令和4年度も聞き取り調査を実施し利用者の声を集める必要がある。また、福祉タクシー券を利用し他の交通機関を利用している状況について、事業所の報告で確認することができたが、令和4年度についても利用状況について注視する必要がある。</p> <p>③ 障害者基本計画等策定委員会については、新型コロナ感染拡大防止に向けた取組みとして、文書会議に変更し、委員に対して令和3年度のサービス支給量の状況報告並びに令和4年度に向けた新規事業の周知やサービス量の見込みについて報告をおこなった。</p>	

④ 広報紙やホームページの「手話たいむ」の掲載を継続的に進めることで周知しており、ホームページの動画再生回数も増加している。また、「手話奉仕員養成講習会」や「手話言語条例講演会」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となったが「手話奉仕員養成講習会」については、令和3年度の受講者が取得した単位が令和4年度の講習に引き継げるよう群馬県と調整を図り手話の普及に努めた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV1 地域福祉の充実	福祉タクシー使用料補助事業
	子ども食堂事業
IV3 障害者福祉の充実	日中一時支援事業(サービスステーション事業)
	地域生活支援事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
高齢介護課	福田 雅美
1. 現状と課題	
<p>① 年々ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているため、日常生活の意思決定に係る支援や移動手段の確保など、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が送れるよう、様々な角度から支援していく必要がある。</p> <p>② 少子高齢化が急速に進む中、高齢者が健康で生きがいを持ち、地域社会を支える人材として活躍できるよう、新型コロナウイルス感染症の予防対策をしつつ、活動支援を行う必要がある。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出自粛や公共施設・地域公民館の利用制限が長期化し、自主的な介護予防活動が縮小傾向にあるため、高齢者の体力維持に向けた取組を行う必要がある。</p> <p>④ 認知症高齢者が増加する中、認知症になっても地域で自分らしく過ごせるよう、認知症に対する理解を深めるための普及啓発や本人・家族を支える仕組みづくりを推進しなければならない。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ドア・ツー・ドア方式の運行となったデマンド交通について、高齢者が戸惑わずに利用して頂けるよう広報紙等を活用し周知を行う。また、ひとり暮らし高齢者等の生活不安を解消できるよう、既存の高齢者福祉サービスを見直すとともに、日常の意思決定を行う事が困難な高齢者の権利擁護や虐待の防止などの支援方法について調査研究する。</p> <p>② 高齢者がいつまでも元気に活躍できるよう、シルバー人材センターに対し継続して支援を行うとともに、会員の増加につながるよう、知識や技能の習得の機会に関する情報提供を行う。</p> <p>③ 地域包括支援センターと連携し、介護リスクの高い高齢者の把握や自主的な介護予防に対するモチベーションの維持を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行いながら、地域での介護予防教室の開催や自主的な介護予防活動の組織化を支援する。</p> <p>④ 認知症サポーターの養成により支援者の拡充を図るとともに、既存の受講者のスキルアップを図り、サポーターを中心とした早期からの支援活動が行えるよう、地域包括支援センターと連携し、チームオレンジの立ち上げを目指し事業に取り組んでいく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① デマンド交通について、乗降所となっている公共施設、病院及び商業施設等にポスター掲示を行い、ドア・ツー・ドア方式の運行を広く周知した。また、既存の高齢者福祉サービスについて、社会情勢に見合ったより利用しやすい事業となるよう調査研究を行っている。なお、権利擁護については、地域包括支援センターとともに研修に参加し、高齢者支援のための体制づくりについて理解を深めることができ、今後の普及啓発につなげていく。</p> <p>② 高齢者がこれまで培った経験や能力を活かせる就業機会の拡大を図れるよう、引き続きシルバー人材センターの運営を支援した。また、会員の増加につながるよう、チラシ等を活用し事業の周知を行った。引き続き、高齢者の訪問調査等で事業の周知を図り、受注の拡大についても支援する。</p> <p>③ 8月中旬までは、感染症予防対策を行いながら、介護予防事業を実施することができた。緊急事態宣言が発出されていた期間においては、介護予防自主グループの活動は制限されていたが、新たにグループの立ち上げを支援した。下半期は感染症の状況を見つつ、予防対策を行いながら、介護予防事業を実施し、また、高リスクの高齢者の実態把握を行っていく。</p> <p>④ 認知症キッズサポーター養成講座を実施し、支援者の拡充を図った。また、認知症カフェを開催し、認知症に対する理解を深めてもらうことができた。下半期は、認知症カフェをチームオレンジにつなげていくため、引き続き地域包括支援センターとの調整を進める。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① デマンド交通について、令和3年度から「ドア・ツー・ドア運行」を実施し利便性の向上を図った。事業の周知においては、広報紙及びポスター等で広く周知し、利用者が戸惑うことなく新しいサービスを利用して頂けた。町全体の公共交通のあり方については、引き続き関係部署と連携して調査研究を行う。また、既存の高齢者福祉サービスについて、社会情勢に見合った事業となるよう制度の見直しを図った。令和4年度も引き続き既存のサービスについて調査研究を行う。なお、権利擁護については、地域包括支援センターと連携し成年後見制度の普及啓発に取り組み、虐待防止などの支援方法については、早期に適切な支援に繋げるための対応手順を定め、関係団体等との連携体制の強化を図った。</p> <p>② 高齢者が健康でこれまで培った経験や能力を活かせる就業機会の拡大を図れるよう、引き続きシルバー人材センターの運営を支援した。また、受注の拡大を支援するため、高齢者の訪問調査時やひとり暮らし高齢者等の見守り活動の中でチラシ等を配布し、シルバー人材センターの事業の周知啓発を行った。</p>	

- ③ 感染症予防対策を行いながら介護予防事業を実施した。警戒度が高い時期は中止を余儀なくされたが、DVDを配布する等工夫し、講座や体操教室など継続して実施した。また、自主グループの活動が継続できるよう、感染症予防対策のアドバイスをを行い活動を支援した。
新たなグループの立ち上げについては、1つが今年度活動を開始し、もう1つが来年度の活動開始に向け準備を進めた。
- ④ 認知症カフェのほか、認知症家族講演会を開催し、認知症介護について考える機会を作った。また、スキルアップ講座を受講した認知症サポーターが参加するチームオレンジを立ち上げた。地域において、認知症本人とその家族を支援できるよう、地域包括支援センターとともに活動をサポートしていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV4 高齢者福祉の充実	緊急通報装置貸与事業
	特殊詐欺等対策機器貸与事業
	高齢者等デマンド交通事業
	避難行動要支援者対策事業
	介護予防推進事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	任意事業費
	認知症総合支援事業費

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
健康づくり課	長谷川 則雄
1. 現状と課題	
<p>① 健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の予防と生活改善が必要であり、けんしんの結果説明会を実施して生活習慣病の予防と生活改善のための保健指導を行っているが、働き盛りの壮年期の世代の参加が少ないため、けんしん結果を基にした健康相談や保健指導を行う機会を確保する必要がある。</p> <p>② 令和2年6月に設置した子育て世代包括支援センターの機能をより充実させ、不安を抱えたままの子育てを防ぐために、妊娠期からの切れ目のない子育て支援をさらに進めていかななくてはならない。</p> <p>③ 若い世代のがん患者に対しての在宅療養における公的サービスが少ないため、自宅で療養を希望する本人や家族に対する支援が必要である。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症の影響により一般患者と感染症が疑われる患者との医療受診体制の見直しが見込まれるため、関係機関と連携したコロナ禍における地域医療の整備が必要である。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症予防を考慮した施設管理が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 健康相談や保健指導を行う機会の確保については、来所や電話による健康相談が困難な人に対応するため、従来の相談者の都合に合わせた訪問による健康相談や保健指導の他、メールなどの通信手段を利用しての健康相談を実施する。</p> <p>② 妊娠期からの切れ目のない子育て支援については、子育て世代包括支援センターにおける支援会議において、支援が必要な対象者の支援方法を検討し、作成した支援プログラムを基に、関係機関と連携をしながら、継続支援を行う。</p> <p>③ 若い世代のがん患者に対しての在宅療養の支援については、介護保険サービスの適用とならない在宅療養サービスの自己負担に対する助成制度を実施し、在宅療養を希望する本人や家族の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>④ 関係機関と連携したコロナ禍における地域医療の整備については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般診療やPCR検査などのスムーズな受診に向けて保健所や医療機関などとの連携を強化し、感染リスクを減らした医療体制の整備を図る。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症予防を考慮した施設管理については、貸し出しによる施設利用時やけんしん時における感染予防対策を徹底すると共に、災害時の避難者受入れにも対応できるよう施設内の備品を整備する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 健康相談や保健指導を行う機会の確保については、わかば健康診査や各種検診希望でメール申込をした対象者に対して返信する際に、メールによる健康相談の周知を行い、相談の促しを行った。下半期については、訪問、電話その他の相談方法を検討し、さらなる相談しやすい環境づくりを行う。</p> <p>② 妊娠期からの切れ目のない子育て支援については、関係機関と状況共有を適宜行い、支援プログラムを円滑に実施して進めている。下半期については、関係機関と事例検討を行い、包括的な支援体制の強化を図る。</p> <p>③ 若い世代のがん患者に対しての在宅療養の支援については、がん診療連携拠点病院及び群馬県がん診療連携推進病院や第一生命にチラシを配付し、事業の利用促進を行った。下半期も引き続き、事業の啓発を行いながらがん患者とその家族の支援を行う。</p> <p>④ 関係機関と連携したコロナ禍における地域医療の整備については、感染リスクによる地域医療の負担を軽減するため、医師会の協力を得ながら新型コロナワクチンの集団接種を推進した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのオンライン診療等環境整備補助金事業について、利用促進できるよう周知を行った。下半期については、医師会や保健所、近隣市町と協力しながらPCR検査を推進するとともに、PCR検査に繋がる受診のための支援を継続する。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症予防を考慮した施設管理については、各種けんしん時のレイアウト変更し密を避けるなどの感染予防を徹底し実施した。下半期も継続して感染予防を徹底してけんしんを実施する他、平常時はもとより災害時も活用できる備品の整備を行う。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 健康相談や保健指導を行う機会の確保については、新型コロナワクチン接種に係るメールによる相談を中心に対応した。また、若年者や働き盛りの対象に対しては就学や就労などで制約を受ける時間帯であっても、個人情報取り扱いに注意しながらメール対応により相談機会を確保した。
- ② 妊娠期からの切れ目のない子育て支援については、医療機関主催の情報交換会をととして、医療機関や他自治体の連携体制を形成し、情報共有や事例検討を行うことにより、効果的に支援プログラムの作成や修正をすることが可能となり、より相談者の現状に対応した支援を推進できた。
- ③ 若い世代のがん患者に対しての在宅療養の支援については、医療機関や包括連携協定を締結している第一生命と協力して事業の周知・啓発を行った。
- ④ 関係機関と連携したコロナ禍における地域医療の整備については、医師会の協力を得ながら、新型コロナワクチンの追加接種を推進した。また、感染リスクのある町民が速やかに検査が受けられるよう、医師会や保健所、近隣市町と連携体制を整備するとともに、検査に必要な診察費用については、本町独自の支援を行った。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症予防を考慮した施設管理については、各種けんしんにおいて 受診者が接触しないようレイアウトを変更したり、各部屋の使用後の消毒の徹底を行った。また、防護服をはじめとする備蓄品などの管理を行い災害時に備えた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV6 健康の保持増進	結核予防事業
	がん検診事業
	乳児家庭全戸訪問事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
住民経済部	大澤 慎哉
1. 現状と課題	
<p>① 窓口においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、お客様のニーズに対応するほか、行政サービスにおける活用機会の拡大が見込まれるマイナンバーカードの手続きについては、適切に対応する必要がある。また、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町(以下、これらを「一市三町」という。)の広域連携による新たな斎場の整備及び運営に向け協議を行っていく必要がある。</p> <p>② 各種相談業務においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、相談員が多様な相談ニーズに対応し、トラブルを未然に防ぐ必要がある。</p> <p>③ 国民健康保険事業の健全な運営を行うとともに、被保険者の健康の維持増進を図り医療費の抑制、適正化に取り組んでいく必要がある。また、高齢者の心身の多様な課題に対応するため、きめ細かな支援を実施する必要がある。</p> <p>④ 町内企業等の活性化を図るため、企業情報を収集し支援制度等のPRをするなど企業誘致・支援に取り組むとともに、町内企業等の事業継続に向けた支援などに取り組む必要がある。観光振興については、関係団体と連携し、感染症対策を取り入れた事業実施を検討するとともに、更なる誘客促進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 勤労者福利厚生については、継続的な雇用を維持するとともに、雇用環境の改善、就業機会の拡大を図る必要がある。</p> <p>⑥ 農業振興については、農業経営を安定化させ、担い手の育成・確保を図るとともに、水路や農道等の基盤整備を進める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 窓口においては、法令を遵守し個人情報の適正な管理を行うとともにお客様に積極的な声かけを行う。各種届出の受理及び証明書の交付、マイナンバーカードの手続きについては、正確かつ迅速に行えるよう職員の資質向上を図る。また、一市三町の広域連携による新斎場の供用開始に向けた(仮称)太田市外三町広域斎場整備基本計画の策定を行う。</p> <p>② 各種相談業務においては、相談員の資質向上を図る。また関係機関及び各部署と連携し、トラブルや被害の防止に取り組む。</p> <p>③ 国民健康保険については、県内の保険税水準の統一や健全な事業運営を行うために関係機関と連携し取り組む。特定健診の受診率向上、人間ドック利用促進のための周知啓発方法を検討する。また、高齢者の健康寿命の延伸を図るため、保健事業と介護事業を一体的に実施する。</p> <p>④ 企業誘致・支援、商工振興については、感染防止に留意しながら、企業訪問等による情報収集や各種奨励金等の活用促進を図るほか、商工会、金融機関等と連携し、経営支援に取り組む。観光振興については、既存事業に感染症対策を取り入れるとともに、官学連携した特産品の開発等を進める。</p> <p>⑤ 勤労者福利厚生については、町内企業等に対し、各種助成金等の活用を促し、雇用の安定及び就業機会の拡大等を図る。</p> <p>⑥ 農業振興については、国の支援制度の活用を促し農業経営を安定化させるとともに、認定農業者制度等により担い手を育成・確保していく。また、水路や農道等の基盤整備については、緊急性の高いものから整備を進める。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 窓口においては、わかりやすい言葉での案内や説明を心がけ、親切丁寧な対応を行った。個人情報の管理については、随時点検し適正であることを確認している。各種届出の受理及び証明書の交付、マイナンバーカードの手続きについては、正確・迅速に行えるよう課内研修を実施したほか、スマートフォンによるマイナンバーカードの申請手続きをサポートした。引き続き、課内研修を行い、職員の資質向上を図り、満足度向上に取り組んでいく。また、広域連携による新斎場については、協議書締結に向け、事業主体や建設地、負担割合等を協議したほか、整備基本計画(素案)の策定を進めた。パブリックコメントや近隣住民説明会での意見も踏まえ、令和3年度末までに整備基本計画を策定していく。</p>	

- ② 各種相談業務については、オンライン等の研修に積極的に参加し、相談員の資質向上に取り組んだ。消費生活センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の開催回数の減少が見込まれたが、両親学級や各種けんしん会場において積極的に出前講座を実施した。また、公共施設へのチラシの設置のほか、SNSを活用した情報を発信し注意喚起を促した。引き続き、相談者に寄り添った支援や被害の未然防止につながる周知活動等を実施していく。
- ③ 国民健康保険については、県主催の国保連携会議等に参加し、保険税率の統一をはじめ諸課題について協議・検討を行っている。引き続き、県及び県内自治体と連携を図り、情報共有を行っていく。特定健康診査の未受診者に対しては、はがきを送付し個別に受診勧奨を行い、また、保険証送付用封筒には、人間ドック検診費助成事業の案内を掲載するなど利用促進を図った。高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な取り組みについては、地域で活動する介護予防団体に対して、運動・栄養改善に関する健康教育を実施した。
- ④ 企業誘致・支援、商工振興については、商工会と連携したプレミアム付商品券事業の実施や事業者に対する感染症対策に係る支援金など、町独自の支援策を創設したほか、県が発出した飲食店等に対する営業時間短縮要請に関して、直接対象店舗等を訪問し周知・説明を行った。引き続き、情報収集に取り組み支援策を検討していく。観光振興については、町内高等学校と連携した新商品開発の取組を開始したほか、観光協会と連携しSNSを活用し本町の魅力を発信した。下半期も学校等と連携し新商品開発への取組を進めていく。
- ⑤ 勤労者福利厚生については、ハローワークと定期的に情報交換を行い雇用状況の把握を行ったほか、雇用調整助成金や雇用奨励金等の制度について、企業訪問など事業の周知に取り組み活用につなげた。引き続き、各種制度の周知を図り、雇用環境の安定・拡大を図っていく。
- ⑥ 農業振興については、経営所得安定対策として、農業従事者への各種支援制度案内の送付や個別相談会を開催した。下半期も適正な交付金の支給に向けた事務を進めていく。認定農業者制度では、農地に関する情報共有や新規就農希望者との面談を行うなど、担い手の育成・確保に向け取り組んだ。農地については、新たに約4ヘクタールの農地が農地中間管理事業を利用し、認定農業者へ集約された。引き続き、農地中間管理事業への働きかけを行い農地の集約化を図っていく。農業基盤整備では、用排水路等の破損箇所の補修や利便性を高めるための工事を実施した。また、農業委員会としては、農地利用最適化を図るためのアンケート調査を実施する新たな取り組みを行った。下半期には、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施し、引き続き、遊休農地の発生防止や農地の集約に取り組む。

4. 最終レビュー

- ① 窓口においては、個人情報の適正な管理を行うとともに、感染症対策を講じながら混雑防止に取り組んだ。マイナンバーカードについては、受取遅延者へ通知書を再度送付し交付促進に努めた。令和4年度は、窓口等で申請のサポートを更に推進していく。デジタル化への取組として、令和4年1月より、各種証明書発行手数料等の納付についてキャッシュレス決済の運用を開始した。また、「書かない窓口(窓口支援システム)」の運用開始に向けた準備を行った。広域連携による新斎場整備については、連絡調整会議にて、事業主体や建設地等を協議し、一市三町での協議書の締結及び整備基本計画(素案)のパブリックコメントや近隣住民説明会を開催し、整備基本計画を策定した。
- ② 各種相談業務については、オンライン等を活用した研修に積極的に参加し、相談員の資質の向上を図るとともに、庁内関係部署、関係機関、弁護士等と連携し、適切な支援を行った。消費生活センターでは、消費者トラブル未然防止に向け、感染症対策を施し、保育園、外国人学校や両親学級、各種けんしん会場等に出向き、積極的に出前講座や周知啓発活動を実施した。引き続き、相談体制の充実、さらなる利用促進を図っていく。
- ③ 国民健康保険については、保険税率の統一や事務処理の標準化、保健事業などにおける諸課題について、県及び他の市町村と協議検討を行った。特定健康診査及び人間ドックについては、周知啓発に努め、特定健康診査未受診者には、個別の勧奨を行い、受診者及び受診率の増加につなげることができた。高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施するにあたり、関係部署の会議を定期的に開催し、情報の共有と事業の調整を図った。引き続き、各ライフステージに応じた健康づくりのための横断的な保健サービスの提供を実施していく。
- ④ 企業誘致・支援、商工振興については、感染症拡大により事業の中止や活動の減少などの影響があったが、電話やオンラインにて情報収集に努めたほか、群馬県が発出した飲食店等に対する営業時間短縮要請の周知を行った。また、プレミアム付商品券の発行やコロナ感染症関連の各種支援策を新たに創設し、商工会や観光協会と連携し活用促進を図り、事業者支援及び地域経済の活性化に取り組んだ。観光振興については、観光協会とともにSNSを活用した情報発信に努めたほか、特産品開発として、町内高等学校によるレシピ開発や町内事業者との連携による試作品の開発について支援した。令和4年度については、感染症対策を講じた上で各種事業を実施していくほか、引く続き、新たな誘客の手法等を検討する。

- ⑤ 勤労者福利厚生については、雇用情勢を把握するため、ハローワークとの定期的な情報交換を行ったほか、雇用調整を行った事業者に対する助成金など各種補助金の活用促進により、企業の雇用の維持・拡大に取り組んだ。今後も、社会情勢や雇用環境の的確な把握に努め、ニーズに沿った支援策について調査研究していく。いずみの杜については、指定管理者との連携により、感染防止策を施した運営に努めるとともに、沐浴棟空調機の更新などの施設改修を予定どおり実施した。
- ⑥ 農業振興については、経営所得安定対策として、国の支援制度の周知や申請手続きに関する事務支援を行ったほか、需要に応じた作物生産への取組を促した。認定農業者制度では、農業の担い手である認定農業者に対し、農業経営改善計画の達成に向けた支援を行った。農地については、農地所有者に対する意向調査の結果や農業委員会が作成した地図を活用し、農地中間管理事業を利用して新たな農地が認定農業者に集約され、遊休農地の発生防止にもつなげることができた。農業基盤整備では、緊急性の高いものから修繕を行い生産基盤を維持するとともに、効率的な農業用水利用のための整備を行うことができた。台風や豪雨に備え、令和4年度から寄木戸地内七ヶ村用水の溢水対策工事に着手していく。また、農業委員会については、農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施により、耕作放棄地の解消につなげた。令和4年度は、新たな農地情報公開システムを活用し、担い手の農地の集約や集積化をさらに支援していく。

5. 所管する施策

施策名
I 1 工業の振興
I 2 商業の振興
I 3 農業の振興
I 4 地域経済の活性化
I 5 勤労者福祉の推進
I 6 観光の振興
IV5 医療体制と保険制度の充実
V 7 消費者行政の充実

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
住民課	河内 恵美
1. 現状と課題	
<p>① 各種届出の受理や証明書の交付について、正確かつ迅速な事務処理を行う必要がある。また、国は、マイナンバーカードの普及拡大に向け、さらなる取り組みを進めており、マイナンバーカードの申請及び交付手続きについては、適切に対応する必要がある。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、窓口を利用されたお客様が気持ちよくお帰りいただけるよう、サービスの向上に取り組む必要がある。</p> <p>③ 一市三町の広域連携による新たな斎場の整備及び運営を行うため、関係部署と連携して事務を進めていく必要がある。</p> <p>④ 消費生活センターにおいては、消費者トラブルの相談が依然として多く寄せられており、新型コロナウイルスに関連する消費者トラブルの増加も懸念される。トラブルの未然防止のため、年代に合わせた消費者教育・啓発が必要である。</p> <p>⑤ 町民からの相談内容は、年々多様化・複雑化しており、これらの相談ニーズに対応する必要がある。また、必要な支援を提供できるよう所管する相談窓口の他、各部署及び関係機関との連携強化が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 法令を遵守し住民基本台帳や戸籍等に関する届出を受理し、正確な記載を行うとともに個人情報の適正な管理を行う。各種証明書の交付やマイナンバーカードの申請及び交付手続きについては、正確かつ迅速に行えるよう職員の資質向上に取り組む。</p> <p>② 窓口においては、お客様に積極的な声かけを行い混雑防止に取り組み、スムーズに手続きできるよう案内を行う。また、わかりやすい言葉での説明を心がけ、親切丁寧な対応を行う。</p> <p>③ (仮称)太田市外三町広域斎場連絡調整会議において協議を行うとともに情報の共有を図り、新斎場の供用開始に向けて、(仮称)太田市外三町広域斎場整備基本計画の策定を行う。</p> <p>④ 消費生活センターにおいては、年代別に多いトラブルや被害の事例など最新の情報を発信し、積極的に出前講座や周知啓発活動を行い、トラブルの未然防止を図る。</p> <p>⑤ 各種相談においては、相談員の資質向上に取り組む、適切な支援につながるよう各部署及び関係機関と迅速に連携を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 住民基本台帳や戸籍等に関する届出を適正に受理し、正確な記載を行うとともに個人情報の管理については、随時点検を行い適正な状態であることを確認した。各種証明書の交付やマイナンバーカードの申請及び交付手続きについては、正確かつ迅速に行えるよう課内研修を行い、職員の資質向上に取り組んだ。また、スマートフォンをお持ちのお客様がマイナンバーカードを申請する際に手続きのサポートを行った。引き続き、課内研修を行い、職員の資質向上に取り組んでいく。</p> <p>② 窓口においては、お客様がスムーズに手続きが行えるよう積極的な声かけと案内を行い、混雑時には町民ホールでお待ちいただくなど混雑防止にも取り組んだ。また、わかりやすい言葉での説明を心がけ、親切丁寧な対応を行った。引き続き、お客様に満足いただけるようサービスの向上に取り組んでいく。</p> <p>③ (仮称)太田市外三町広域斎場連絡調整会議において、協議書の締結に向け新斎場の建設地や事業主体等を協議し、斎場整備基本計画(素案)の策定を進めた。下期は、パブリックコメントや近隣住民説明会での意見も踏まえ、令和3年度末までに整備基本計画を策定していく。</p> <p>④ 消費生活センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の開催回数の減少が見込まれたが、両親学級や各種けんしん会場において積極的に出前講座を実施した。また、消費者トラブルの最新事例について、公共施設でチラシの掲示を行い、広報紙やツイッター等のSNSを活用して情報を発信するなど、注意喚起を行った。引き続き、トラブルや被害を未然に防止するため、周知活動を実施する。</p> <p>⑤ 各種相談においては、オンライン等の研修に積極的に参加し、相談員の資質向上に取り組んだ。また、相談者が適切な支援を受けられるよう、各部署及び関係機関の他、専門的な内容については、弁護士と連携し対応を行った。今後も相談者に寄り添った支援を行い、問題解決ができるよう、引き続き、他部署や関係機関等との連携を図っていく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 個人情報の適正な管理を行うとともに、証明書の交付や住民異動届においては、正確かつ迅速に事務を行った。マイナンバーカードにおいては、申請者がスムーズにカードを受け取れるよう、交付通知書を速やかに送付するとともに、受取遅延者には、通知書を再送付し、交付促進に努めた。令和4年度においては、窓口等にてマイナンバーカードを未取得で申請を希望する方へ新たな取り組みを実施し、申請及び交付手続きの促進を図っていく。
- ② 窓口においては、感染症対策を講じるとともに、お客様がスムーズに手続きが行えるよう積極的な声かけと案内を行い、混雑時には町民ホールでお待ちいただくなど混雑防止にも取り組んだ。令和4年1月からは、各種証明書発行手数料等の納付に対してキャッシュレス決済の運用を開始し、住民の利便性向上を図るとともに、接触機会の低減を図った。令和4年度においては、「書かない窓口(窓口支援システム)」の運用を開始し、窓口のさらなるデジタル化を推進していく。窓口においては、引き続き、わかりやすい言葉での説明を心がけ、お客様に寄り添った親切丁寧な対応を行う。
- ③ (仮称)太田市外三町広域斎場連絡調整会議において、新斎場の建設地や事業主体等を協議し、一市三町で(仮称)太田市外三町広域斎場整備運営事業の基本的事項に関する協議書の締結及び(仮称)太田市外三町広域斎場整備基本計画(素案)のパブリックコメントの実施や近隣住民説明会を開催し、(仮称)太田市外三町広域斎場整備基本計画を策定した。
- ④ 消費生活センターでは、コロナ禍ではあったが、感染症予防対策を行い、保育園、外国人学校や両親学級、各種けんしん会場等に出向き、積極的に出前講座を実施した。出前講座では、消費者トラブルや消費者事故について具体的な事例を紹介して注意を呼びかけるとともに、消費生活センターの業務内容について説明を行い周知を図った。また、毎月広報紙やツイッター等のSNSを活用するなどニューノーマルに対応した情報発信を積極的に行った。令和4年度においても引き続き、センターの周知とトラブルになりやすい事例等の情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図っていく。
- ⑤ 各相談員においては、オンライン等を活用した研修に積極的に参加し、相談員の資質向上を図ることができた。また、各相談業務においては、庁内各部署、関係機関、弁護士と連携し、相談者に寄り添いながら適切に支援を行った。令和4年度においても引き続き、各部署・各機関の役割や専門性を理解し、円滑な連携を行い、相談者の問題解決を図っていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V7 消費者行政の充実	消費生活センター運営事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
国民健康保険課	岩瀬 光裕

1. 現状と課題

- ① 県内における保険税水準の統一を目指し、県及び各市町村が連携して協議・検討を行っている。保険税水準の統一への取り組みをはじめ、国民健康保険事業を健全に運営していくために引き続き県及び各市町村と連携、情報共有を行っていく必要がある。
- ② 特定健康診査等の受診勧奨、人間ドックの利用促進、糖尿病性腎症重症化予防、疾病の早期発見・早期治療等の周知啓発を行い、被保険者の健康の維持増進を図るとともに医療費の抑制、適正化に取り組んでいく必要がある。
- ③ 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施していく必要がある。

2. 取組方針

- ① 県主催の国保連携会議等において、保険税水準の統一に向けた協議・検討を行うとともに、国民健康保険事業において抱えているさまざまな課題を解消するため、ひきつづき県及び他の市町村と連携し、情報共有を図っていく。
- ② 特定健康診査等の受診率向上、人間ドックの利用を促進するため、効果的な周知啓発方法を検討していく。また、特定健康診査等の未受診者に対しては、受診につながるよう個別による対応方法を検討していく。
- ③ 加齢により心身が衰え、要介護になる可能性が高いフレイル状態などにある高齢者を適切な医療や介護サービスにつなげることにより疾病及び重症化を予防し、健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施していく。

3. 中間レビュー

- ① 県主催の国保連携会議等に参加し、保険税率の統一のほか国民健康保険事業における諸課題について協議・検討を行った。国民健康保険事業の運営を健全に行っていくため、引き続き県及び県内の他市町村と連携を図り、情報共有を行っていく。
- ② 特定健康診査等の受診率向上、人間ドックの利用を促進するため、広報紙やホームページで周知啓発を行った。特定健康診査の未受診者に対しては、はがきを送付し個別に受診勧奨を行った。また、保険証送付用封筒に人間ドック検診費助成事業の案内を掲載し、利用促進を図った。
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施していくにあたり、関係課との会議を2か月に1回開催し情報共有を図るとともに事業の調整を行った。地域で活動する介護予防活動団体のうち4団体に対して、運動・栄養改善に関する健康教育を実施した。

4. 最終レビュー

- ① 県主催の国保連携会議等において、保険税率の統一や事務処理の標準化、保健事業などにおける諸課題について、県をはじめ他の市町村と協議検討を行った。県が策定した国民健康保険運営方針にもとづき、県や他の市町村、関係機関と連携を図りながら国民健康保険の適正な運営に努めていく。
- ② 特定健康診査及び人間ドックについて、広報紙、ホームページ等で周知啓発を行った。特定健康診査未受診者には健診期間中に電話やハガキによる個別の勧奨を行った。その結果、令和3年度に比べ特定健康診査の受診者が104人増加し、受診率は2.2ポイント向上した。
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施するにあたり、関係各課との会議を2か月に1回開催し情報共有を図るとともに事業の調整を行った。地域で活動する介護予防活動団体のうち6団体に対して、運動・栄養改善に関する健康教育を12回実施した。また、健康状態が不明な高齢者に対して家庭訪問を実施し、支援を必要とする者への医療・介護サービスの導入を支援することができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	特定健康診査等事業費
	人間ドック受診補助事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
経済振興課	服部 真
1. 現状と課題	
<p>① 企業誘致・支援については、企業ニーズや動向把握、各種支援制度を周知するため、感染防止に留意しながら、積極的に企業訪問等を行う必要がある。また、町内企業等の事業継続に資するため、企業間のビジネスマッチングを支援する必要がある。</p> <p>② 商工振興については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、商工会や金融機関等と連携し、町内企業等の支援及び地域活性化を図る必要がある。</p> <p>③ 観光振興については、本町への誘客促進のため、観光協会など関係団体と連携し、感染症対策を取り入れた既存事業の実施の検討を行うとともに、本町の観光資源の発掘及び効果的な情報発信等を行う必要がある。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用の安定を図るとともに、就業機会の拡大や女性の雇用環境の改善を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 企業誘致・支援については、企業訪問等により企業動向の把握や各種企業支援策の周知に取り組む。また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、感染症対策を取り入れた企業情報交換会を開催していく。</p> <p>② 商工振興については、住宅リフォーム補助金や店舗リニューアル補助金等の活用促進を図り、商業活性化に取り組むとともに、金融機関と連携した制度融資により、町内企業等の支援に取り組む。また新型コロナウイルス感染症の影響について町内企業等と情報交換を行い、町独自の支援策の検討を行う。</p> <p>③ 観光振興については、感染症対策を取り入れた大泉まつり等の既存事業の実施方法を検討するとともに、町内高等学校や観光協会と連携し、商品開発やSNSによる情報発信を行い誘客を図る。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、町内の雇用状況を把握するため、ハローワークと情報交換を行うとともに、雇用調整助成金、雇用奨励金及び女性キャリアアップ奨励金の活用促進を図り、雇用の安定、就業機会の拡大及び女性の雇用環境の改善を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 企業誘致・支援については、県と連携した企業訪問等により、企業の情報収集や各種企業支援策及び事業所における感染症対策の周知を実施した。企業情報交換会については、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、効果的な感染症対策や実施時期について検討していく。</p> <p>② 商工振興については、住宅リフォーム補助金等の制度について、事業所への訪問や郵送のほか、商工会等関係機関と連携した周知により活用に繋がった。また、制度融資についても、金融機関と連携し融資申込等に対する審査を速やかにを行い、安定した資金調達に繋がった。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により群馬県が発出した飲食店等に対する営業時間短縮要請について、直接店舗訪問し周知を行うとともに、現状や要望など情報収集を行い、商工会と連携したプレミアム付商品券事業の実施や事業者に対する感染症対策にかかる支援金等、町独自の支援策を創設し申請受付を開始した。</p> <p>③ 観光振興については、大泉まつり及び花火大会については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、来場者の安全を最優先に考え、やむを得ず中止としたが、町内高等学校と連携したゴーヤや万次郎かぼちゃを用いた新商品開発の取り組みを開始させたほか、観光協会と連携し町内店舗を紹介する動画の公開などSNSを活用した本町の魅力発信を行った。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、ハローワークと定期的に情報交換を行い本町及び館林管内の雇用状況の把握を行った。また、雇用調整助成金や雇用奨励金等の制度について、企業訪問や事業者への郵送等により事業を周知し活用に繋がった。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 企業誘致・支援については、新型コロナウイルス感染症拡大により、企業情報交換会の中止、企業訪問の機会の減少など影響が出たが、電話やオンラインの活用など感染症に配慮しながら情報収集に努めた。また、町独自の支援策として感染症対策事業継続支援金を創設し、影響を受けた事業所に対する支援を行った。今後も企業との情報交換により、時代の変化に対応したニーズの把握と支援策の検討を行う。</p>	

- ② 商工振興については、群馬県が発出した飲食店等に対する営業時間短縮要請の周知を行うほか、中小企業等感染症対策支援金、プレミアム付商品券の発行、ストップコロナ対策認定店登録奨励金を新たに創設し、商工会や観光協会とともに活用促進に取り組み、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の支援や低迷した地域経済の活性化を図った。今後も、国県の各種支援制度の周知に努めるとともに、事業者との情報交換により、町独自の支援策の検討を行う。
- ③ 観光振興については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントや観光PR活動が中止となったが、観光協会と連携し、YouTubeを活用した店舗の紹介などSNSを活用した情報発信に取り組んだ。また、特産品開発については、大泉高校による万次郎かぼちゃやゴーヤを活用したレシピ開発や、町内業者との連携による試作品の開発について支援を行った。今後、感染対策を施した花火大会や各種イベントの開催に取り組むとともに、近隣からの小規模団体の来訪を促進するためのコンテンツやフィルムコミッションなど新たな誘客方法について検討を行う。
- ④ 勤労者福利厚生については、ハローワークとの定期的な情報交換による雇用情勢の把握に努めるとともに、雇用調整を行った事業者に対する町の雇用調整助成金など各種補助金の活用促進により、町内企業の雇用の維持・拡大に取り組んだ。引き続き、雇用情勢を的確に把握し、関係機関と連携した取組を進める。また、いずみの杜に関しては、指定管理者との連携により、感染防止に配慮した運営を行うとともに、予定していた沐浴棟空調機の更新などの施設改修を行った。今後も、環境に配慮した施設改修を計画的に実施し、施設の長寿命化や利用者が快適に利用できるよう、適切な維持管理を図る。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
I 1 工業の振興	中小企業新技術・新製品開発支援事業
	企業支援事業
	貸付事業
I 2 商業の振興	商工振興事業
I 4 地域経済の活性化	企業誘致事業
	企業支援事業
I 5 勤労者福祉の推進	勤労者福利厚生事業
	いずみの杜運営事業
I 6 観光の振興	観光協会活動費補助事業
	群馬ステイネーションキャンペーン推進事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
農業振興課	岩瀬 隆久
1. 現状と課題	
<p>① 経営所得安定対策については、野菜等との複合経営や加工用米や小麦等の作付け拡大を推進し、需要に応じた作物生産を実施する必要がある。</p> <p>② 認定農業者制度については、認定農業者の育成・確保を図るとともに、認定農業者が作成した農業経営改善計画の達成に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>③ 農地については、農業経営の規模拡大や生産性向上のため、集約化を図る必要がある。また、遊休農地の発生防止や解消に取り組む必要がある。</p> <p>④ 農業基盤整備については、水路や農道の経年劣化等による破損箇所の確認及び補修を行い、機能低下を防ぐ必要がある。また、農業用水の効率的な利用や生産効率の高いほ場整備が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 経営所得安定対策については、農業協同組合と連携して国の支援制度の周知を行うとともに、申請手続きに関する個別相談会を開催し、制度の活用による需要に応じた作物生産への取り組みを促す。</p> <p>② 認定農業者制度については、将来、認定農業者となり得る農業者や認定新規就農者への事務支援を行い、担い手の育成確保を図るとともに、農業に関する地域の話し合いの場を設け、認定農業者の参加を促し、経営改善計画の達成に向けた情報の提供や発信を行う。</p> <p>③ 農地については、農業委員会が実施する農地利用状況調査や農地所有者に対する意向調査の結果を活用し、農業委員等と協力して、農地中間管理事業等を活用した農地の集約に取り組む。</p> <p>④ 農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等の巡視や農業者からの情報提供により、緊急性の高いものから破損箇所の補修を行う。また、農業者からの提案に基づき、効率的な農業用水利用のための整備を行うとともに、生産効率の高いほ場への整備についても農業者からの意見収集を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 経営所得安定対策については、農業従事者に対し各種支援制度の案内を送付するとともに、関係機関と連携し、支援制度を利用するための営農計画書作成等の個別相談会を開催した。今後は、作付け状況や出荷状況の確認を行うなど、適正な交付金の支給に向けた事務を進める。</p> <p>② 認定農業者制度については、関係機関との連携による農地に関する情報共有や新規就農希望者との面談を行うなど、担い手の育成・確保に向けた取り組みを行ってきた。新型コロナウイルス感染予防の観点から、地域の話し合いの場を設けることはできなかったが、引き続き、関係機関と連携した取り組みにより、認定農業者や新規就農者への情報提供や支援を行っていく。</p> <p>③ 農地については、新たに約4ヘクタールの農地が農地中間管理事業を利用し、認定農業者へ集約された。下半期については、農業委員会が実施する農地利用意向調査の結果等を活用し、農地中間管理事業への誘導等を行い農地の集約に努める。</p> <p>④ 農業基盤整備については、農業者からの要望に基づき、用排水路等の破損箇所の補修や利便性を高めるための工事を行った。引き続き、農業者からの情報収集を行い用排水路の維持や改善を行うとともに、生産効率の高いほ場への整備についても調査を行う。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 経営所得安定対策については、関係機関との連携により国の支援制度の周知や申請手続きに関する事務支援を行うとともに、需要に応じた作物生産への取り組みを促すことができた。また、作付状況や出荷状況、現地調査等により適正な交付金の支給に継げることができた。</p> <p>② 認定農業者制度については、本町農業の担い手である認定農業者に対し、農地に関する情報を提供することにより農地の集約に繋げるなど、農業経営改善計画の達成に向けた支援を行うことができた。また、関係機関と供に新規就農希望者との面談を行うなど、新たな担い手の育成に向けた取り組みを行った。</p>	

- ③ 農地については、農業委員会が実施した農地所有者に対する意向調査の結果や農業委員会が作成した地図を活用し、農地中間管理事業を利用して新たに約5.4ヘクタールの農地が認定農業者に集約された。また、リタイアする農家の耕地を集約したことで、遊休農地の発生防止にも繋げることができた。
- ④ 農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等の巡視や農業者からの情報提供により、緊急性の高いものから破損箇所の補修を行い、生産基盤の維持を行うとともに、農業者からの提案に基づく効率的な農業用水利用のための整備を行うことができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
I 3 農業の振興	加工用米助成金交付事業
	農地中間管理事業
	用排水路等整備事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市建設部	久保田 治男
1. 現状と課題	
<p>① 広域公共バスを含む公共交通については、乗車人数増加に向けて周知をするとともに、利便性向上についても調査研究を引き続き行う必要がある。</p> <p>② 町営住宅については、老朽空家住宅の解体を行うとともに、長期活用を図る住宅は、予防保全的な維持管理やライフサイクルコスト縮減のため、計画的な補修・改修を行う必要がある。また、家賃収納については、入居者間の公平性確保のため、滞納者の収納対策を強化し、収納率向上を図る必要がある。</p> <p>③ 木造住宅の耐震化支援については、耐震診断者派遣や耐震改修事業の利用者が少ないため、耐震化推進に向けて啓発活動を行う必要がある。空家等の適正管理対策については、所有者等への改善依頼を行うとともに、危険空家を減少させるため、除却支援事業等の利用促進を図る必要がある。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、雨水冠水箇所の改修、橋りょうの長寿命化修繕、街路樹の維持管理等を行うとともに、都市計画道路小舞木寄木戸線の整備を進める必要がある。また、令和元年東日本台風による浸水被害地域への対策については、関係機関と広域的な連携を図るとともに、財源を確保し、対策等を実施する必要がある。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化及び土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき、調査完了地区を拡大する必要がある。</p> <p>⑥ 公園については、安心して利用できるよう施設の適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。また、公園内の樹木は、生育し過密となっているため、剪定や間引きを行う必要がある。</p> <p>⑦ 下水道事業については、公営企業法の適用により、企業の性質を活かしながら、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。また、下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備を計画的に推進する必要がある。さらに、下水道未接続者への接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑧ ごみ対策については、令和3年度より稼働した新ごみ焼却施設への負担を軽減し、安定した施設運営を図るため、4R運動を推進し、ごみの減量化を図る必要がある。また、地球温暖化対策については、温室効果ガス削減に向けた事業の推進を図る必要がある。</p> <p>⑨ 公園墓地については、残墓所数が減少しているため、新たな墓所整備を進めるとともに、多様な埋葬方法について調査研究を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 広域公共バスを含む公共交通については、乗車人数の増加を図るため、関係機関と連携して効果的なPR活動を検討し実施するとともに、住民アンケート調査を行い、町が抱える公共交通の現状と課題を整理し、より利便性を高めていけるよう調査研究を行う。</p> <p>② 町営住宅については、老朽空家住宅の計画的な解体を行うとともに、長期活用を図る住宅では、長寿命化計画に基づき、寿崎町営住宅A棟の外壁等改修工事を行う。家賃収納については、早期の納入指導による滞納者抑制に取り組むとともに、長期・高額滞納者には法的措置等を行い、収納率向上を図る。</p> <p>③ 木造住宅の耐震化支援については、耐震診断者派遣や改修事業の利用促進を図るため、広報紙、ホームページや耐震相談会を開催し、広くPR活動を行う。空家等の適正管理対策については、所有者等を特定し、適切な指導や助言を行うとともに、老朽危険空家除却支援事業の利用促進を図るため、広報紙、ホームページや空家住宅相談会を開催し、広くPR活動を行う。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、古氷地区雨水冠水箇所の改修、南中横断歩道橋の修繕、街路樹の維持管理等を行う。都市計画道路小舞木寄木戸線は、用地買収等を一部実施する。また、令和元年東日本台風による浸水被害地域への対策については、セヶ村用水路は改修工事に向けて、国・県などの関係機関と協議等を行い、休泊川沿線の吉田地区等は国・県・太田市・千代田町と連携して「休泊川総合内水対策計画」を推進する。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、3年次の日の出・坂田一丁目地区は地籍図、地籍簿の作成と閲覧、2年次の寄木戸地区北東部及び坂田地区の一部は、地権者説明会、一筆地調査等を実施する。また、寄木戸地区中東部は、事業計画を作成し、事業に着手する。</p> <p>⑥ 公園については、施設の適正な管理と点検を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づく維持更新工事等の実施や公園灯のLED化工事を計画的に実施する。また、生育し過密となったいずみ緑道、城之内公園、分水堀緑道等の高木は、剪定や間引きを行うとともに、利用者の安全を確保するため、倒木の恐れのある樹木を選定し伐採等を行う。</p>	

- ⑦ 下水道事業については、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成し、財政状態や経営成績を示すとともに分析を行い、経営基盤強化や財政マネジメント向上に取り組む。また、幹線管渠、面整備管については、計画的に整備する必要があることから、令和4年度からの下水道認可区域拡大の事業認可を県知事より得るため、県と協議を行う。さらに、下水道未接続者に町補助金等の制度説明を行い、接続促進を図る。
- ⑧ ごみ対策については、ごみ減量化を徹底させるため、4R運動を推進するとともに、ごみ排出量の削減、資源ごみの分別、小型家電等の拠点回収及び剪定枝のリサイクル等の周知を行う。また、地球温暖化対策については、緑のカーテン事業やクールシェア事業を推進するとともに、広報紙や環境フェアで啓発する。
- ⑨ 公園墓地については、新たな墓所整備を行うために、墓地敷地内で新設可能な箇所の調査研究を行うとともに、合同墓などの多様な埋葬方法についても、先進地等の調査研究を行う。

3. 中間レビュー

- ① 広域公共バスについては、中学3年生を対象に広報活動を行った。下半期も引き続き、コロナ禍におけるPR活動を検討して実施するとともに、公共交通の住民アンケート調査を実施して、町が抱える公共交通の現状と課題を整理するなど、利便性向上に向けた調査研究を行う。
- ② 町営住宅については、間之原団地の老朽空家住宅2戸を解体し、寿崎町営住宅A棟の外壁等改修工事を発注した。下半期は、工事の進捗管理を行い早期完成を図る。家賃収納については、コロナ禍で収入減少した入居者への徴収猶予等の相談、滞納者への督促状等通知や臨戸訪問、悪質滞納者には連帯保証人への納入指導を行った。下半期は、改善の見られない悪質滞納者には法的措置等を行う。
- ③ 木造住宅の耐震化支援については、広報紙、ホームページや旧耐震基準の住宅へのチラシ配布により、支援事業のPRを行った。下半期も引き続き、支援事業のPRを行うとともに、上半期に策定した第3期大泉町耐震改修促進計画に基づき耐震化率の向上に取り組む。空家等の適正管理対策については、空家所有者等への指導を行うとともに、除却支援事業のPRを行った。下半期も引き続き、空家所有者等への指導や除却支援事業のPRを行うとともに、第2期大泉町空家等対策計画の策定に取り組む。
- ④ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道パリアフリー化、古水地区雨水冠水箇所の改修、南中横断歩道橋の修繕を発注するとともに、街路樹の維持管理等を行った。小舞木寄木戸線は、3件の地権者と用地買収等の契約を行った。下半期は、工事等の進捗管理や用地買収等の交渉を行う。令和元年東日本台風による浸水被害地域への対策については、七ヶ村用水路の改修工事は農業振興課の所管となったが、下半期も引き続き、工事業務等に携わる。また、休泊川沿線の吉田地区等では国・県・太田市・千代田町と連携して「休泊川総合内水対策計画」の策定を進める。
- ⑤ 地籍調査事業については、日の出・坂田一丁目地区は地籍図と地籍簿の作成、寄木戸地区北東部及び坂田地区の一部は一筆地調査、寄木戸地区中東部は調査図素図を作成するための業務委託を発注した。下半期は、工期内の完了を目指し業務の進捗管理を行う。また、予定していた地権者説明会は、コロナ禍により中止としたが、代替案として説明会資料を郵送した。
- ⑥ 公園については、施設の適正な管理を行うとともに、遊具の保守点検業務委託やいずみ緑道A区間及び大泉中央公園の公園灯LED化工事を発注し完了した。下半期も引き続き、施設の適正な管理を行うとともに、施設維持更新工事を発注する。また、いずみ緑道、城之内公園、分水堀緑道等の高木の剪定や間引き、倒木の恐れがある高木の伐採業務委託を発注した。下半期も引き続き、高木の剪定や間引き、伐採を行い、利用者の安全を確保する。
- ⑦ 下水道事業については、企業会計の帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員による監査を受けた。また、幹線管渠及び面整備管の築造工事、下水道認可区域拡大のための下水道事業計画変更業務委託の発注を行うとともに、下水道未接続者にはホームページで接続のお願いを行った。下半期は、引き続き町長への経理状況報告や監査委員の監査、工事や業務委託の進捗管理を行うとともに、下水道未接続者には接続のお願いを通知して、接続促進に取り組む。
- ⑧ ごみ対策については、資源ごみ分別の周知徹底と小型家電の拠点回収を実施するとともに、広報紙等で剪定枝リサイクルの周知を行った。下半期も引き続き、資源ごみ分別の周知徹底を行うとともに、小型家電の拠点回収を実施する。また、地球温暖化対策については、緑のカーテン事業は実施したが、クールシェア事業はコロナ禍により中止し、11月の環境フェアも中止を決定した。下半期は、環境フェアの代替案として、公民館等で環境パネル展を実施する。
- ⑨ 公園墓地については、新たな墓所整備や合同墓などの多様な埋葬方法の検討を行うとともに、関係部署との調整を行った。下半期は、令和4年度の設計委託に向けて予算等の準備を行う。

4. 最終レビュー

- ① 広域公共バスを含む公共交通については、「あおぞら」の広報活動として、中学3年生や高齢者教室の受講者へのチラシ配付や環境パネル展でのPRを行うとともに、利用者ニーズを把握するための乗降調査や令和4年度での車両買替えに必要な予算を計上した。さらに、公共交通の利便性向上に向けて、住民アンケート調査を実施した。
- ② 町営住宅については、間之原団地の老朽空家住宅2戸の解体工事や寿崎町営住宅A棟の外壁等改修工事を発注し完了した。家賃収納については、コロナ禍で収入減少した入居者への徴収猶予等の相談、滞納者への督促状等通知や臨戸訪問、悪質滞納者には連帯保証人への納入指導を行い、収納率の向上に努めた。
- ③ 木造住宅の耐震化支援については、広報紙、ホームページや旧耐震基準の住宅へのチラシ配布により支援事業のPRを行ったが、派遣事業の実績は5件、改修事業の実績はなかった。引き続き、策定した第3期大泉町耐震改修促進計画に基づき、耐震化率の向上に取り組む。空家等の適正管理対策については、第2期大泉町空家等対策計画の策定を行うとともに、管理不全な空家所有者等へ指導を行った。また、除却支援事業のPRを行い、2件の実績を得た。さらに、空家等バンク制度を11月に創設しPRした結果、1件の登録を得た。
- ④ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、古水地区雨水冠水箇所の改修、南中横断歩道橋の修繕、街路樹の維持管理等を行った。小舞木寄木戸線は、4件の地権者と用地買収等の契約を行い、3件の移転と土地の取得が完了し、1件は令和4年度に繰越した。令和元年東日本台風による浸水被害地域への対策については、セケ村用水路の改修工事は農業振興課の所管となり、依頼された測量及び実施設計業務の監理監督を行った。また、休泊川沿線の吉田地区等では国・県・太田市・千代田町と連携して「休泊川総合内水対策計画」の策定を進めた。
- ⑤ 地籍調査事業については、日の出・坂田一丁目地区は地籍図と地籍簿の作成、寄木戸地区北東部及び坂田地区の一部は一筆地調査、寄木戸地区中東部は調査図素図を作成するための業務委託を発注し完了した。地権者説明会は、コロナ禍により中止とし、代替として説明会資料を郵送した。
- ⑥ 公園については、施設の適正な管理を行うとともに、遊具の保守点検業務委託及び施設の維持更新工事、いずみ緑道A区間及び大泉中央公園の公園灯LED化工事等を発注し完了した。また、利用者の安全を確保するため、いずみ緑道、城之内公園、分水堀緑道等の高木の剪定や間引き、倒木の恐れがある高木の伐採業務委託を発注し完了した。
- ⑦ 下水道事業については、企業会計の帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員による例月監査を受けた。また、幹線管渠及び面整備管の築造工事は予定どおり完了し、下水道認可区域拡大のための下水道事業計画変更業務委託については、全体計画を縮小する見直し業務を追加して令和4年度に繰越し、同年度内に県に申請を行い認可を得る。さらに、下水道未接続者にはホームページで接続のお願いを行い、接続促進に取り組んだ。
- ⑧ ごみ対策については、その他プラスチックの更なる分別の周知を図るとともに、小型家電の拠点回収を2回、古着・古布回収の再開、剪定枝リサイクルの周知を広報紙等で行い、ごみの減量化に努めた。また、地球温暖化対策については、緑のカーテン事業を実施し、中止した環境フェアーの代替として公民館等で環境パネル展を実施した。さらに、令和4年度からの新規事業として、電気自動車等購入補助制度の創設、公共用充電スタンドの新設や環境基本計画の策定に必要な予算を計上するとともに、脱炭素化社会の実現を目指し、エネルギーの地産地消を促進するため1市3町で連携協力協定を締結した。
- ⑨ 公園墓地については、新たな墓所整備や合同墓などの多様な埋葬方法の検討や先進地視察を行い、令和4年度からの新規事業として、合同埋葬墓地の新設に向けた事務を進め、詳細設計業務委託の予算を計上した。

5. 所管する施策

施策名
Ⅱ1 市街地の整備
Ⅱ2 道路網の整備・維持管理
Ⅱ3 公園・緑地の整備・維持管理
Ⅱ4 河川・水路の整備
V1 上下水道の整備
V2 地域環境の保全
V3 循環型社会の推進
V6 住宅環境の充実

令和3年度 部(局)・課(局)方針書

部署名	所属長
都市整備課	浦野 泰広
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 広域公共バスを含む公共交通については、乗車人数増加に向けて周知をするとともに、利便性向上についても引き続き調査研究する必要がある。</p> <p>② 家賃収納については、公平性を確保するために、滞納者に対する収納対策を強化し、さらなる収納率向上を図る必要がある。</p> <p>③ 町営住宅については、安全性や景観の観点から、空き家となった老朽住宅の解体を行う必要がある。また長期間の活用を図る町営住宅については、予防保全的な維持管理やライフサイクルコスト縮減のため、計画的な補修・改修を行っていく必要がある。</p> <p>④ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業を実施しているが利用者が少ない。耐震基準を満たしていない住宅所有者などへ耐震化推進のため、啓発活動をする必要がある。</p> <p>⑤ 空家等の適正管理対策については、所有者や管理者に対し改善依頼を行うとともに、危険な空家を減少させるため、支援事業などの利用促進を図る必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 広域公共バスを含む公共交通については、乗車人数の増加を図るため、関係機関と連携して効果的なPR活動を検討し実施する。また住民アンケート調査を行い、町が抱える公共交通の現状と課題を整理し、より利便性を高めていけるよう調査研究を行う。</p> <p>② 家賃収納については、早期の納入指導を行い、新たな滞納者の抑制に取り組むとともに、退去者も含めた長期・高額滞納者に対しては、法的措置などを行って収納率向上を図る。</p> <p>③ 町営住宅については、空き家老朽住宅を計画的に解体する。また長期活用住宅については、町営住宅長寿命化計画に基づき、寿崎町営住宅A棟の外壁等改修工事を実施する。</p> <p>④ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業を継続的に実施するとともに、広報紙、ホームページや町のイベントなどで住宅耐震相談会を開催し、利用促進を図るPR活動を実施する。</p> <p>⑤ 空家等の適正管理対策については、地域の安全性確保や景観悪化を防止するため、所有者や管理者を特定し、適切な指導や助言を継続して行うとともに、老朽危険空家除却支援事業の利用促進を図るため、広報紙、ホームページや町のイベントなどで空家住宅相談会を開催し、広くPR活動を実施する。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 広域公共バスについては、中学3年生を対象にチラシ配布による広報活動を行った。下半期は、引き続き、コロナ禍における実施可能な広報活動の研究を行うとともに、現況の公共交通との隔たりや、潜在的な移動ニーズを把握するための住民アンケート調査を実施し、将来的な乗車人数増加に繋げる。</p> <p>② 家賃収納については、コロナ禍により収入が減少している入居者に対し、徴収猶予や減免などの相談を行った。また、滞納者に対しては、督促状、催告書、臨戸訪問を継続的に行い、悪質滞納者には、連帯保証人に納付指導を行った。下半期は改善の見られない悪質滞納者には法的措置を行使する。</p> <p>③ 町営住宅については、空き家となった間之原団地の老朽住宅2戸を解体した。また、公営住宅等長寿命化計画において、長期間活用する住宅については、予防保全的管理を推進する観点から、寿崎町営住宅A棟外壁等改修工事の早期発注を行った。下半期は、同工事の計画期間内の早期完成を目指す。</p> <p>④ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業と木造住宅耐震改修事業の促進を目的に、広報紙・ホームページによる広報活動を行うとともに、町内の旧耐震基準の住戸を回り、両事業のチラシ配布を行った。下半期は、引き続き、派遣事業の申込者の募集に注力する。また、10月より施行となる、第3期大泉町耐震改修促進計画に基づき耐震化率の向上に取り組む。</p> <p>⑤ 空家等の適正管理対策については、近隣住民から相談を受け、空家所有者等に適切な指導や助言を継続的に行った。また、広報紙・ホームページでのPR活動により、老朽危険空家除却支援事業は1件の申請を受け付けた。さらに、第2期大泉町空家等対策計画の策定に取り組んだ。下半期は、引き続き同支援事業の申請者増に向けたPR活動と同対策計画の年度内の策定に向けて取り組む。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 広域公共バスについては、コロナ禍における実施可能な広報活動として、高齢者教室の受講者や中学3年生を対象にチラシ配布を行った。その他、環境フェアの代替イベントの環境パネル展でPR活動を行った。また、広域公共バス「あおぞら」の乗降調査を行い、利用者ニーズの把握を行った。更に、本町にふさわしい交通網の構築を目的として、公共交通に関する住民アンケートを実施した。また、令和4年度の「あおぞら」の車両買い替えに向けて、車種選定や補助金調査に取り組んだ。
- ② 家賃収納については、コロナ禍により収入が減少している入居者に対し、徴収猶予・減免の相談を行った。滞納者に対しては、督促状・催告書・臨戸訪問を継続的に行い、悪質滞納者には、連帯保証人に納付指導を行った。最終的に法的措置に至る悪質滞納者はいなかった。
- ③ 町営住宅については、空き家となった間之原団地の老朽住宅2戸を解体した。また、公営住宅等長寿命化計画において、長期間活用する寿崎町営住宅については、予防保全的管理を推進する観点から、外壁等改修工事を行い、予定どおり計画期間内に完成した。
- ④ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業と木造住宅耐震改修事業の促進を目的に、広報紙・ホームページによる広報活動を行った。また、新たに町内の旧耐震基準の住戸を回り、両事業のチラシ配布を行った。派遣事業は5件の実績、改修事業は申請が無かった。
- ⑤ 空家等の適正管理対策については、近隣住民からの相談を受け、空家所有者等に指導・助言を行ったが未対応者が多かったため、継続的に実施した。また、老朽危険空家除却支援事業は、広報紙・ホームページでのPR活動により2件の実績を得た。さらに、年間をとおして取り組んだ、第2期空家等対策計画が完成し、大泉町空家等バンク制度も11月から事業開始となり、1件の空家の登録があった。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	広域公共バス事業
V 6 住宅環境の充実	家賃等滞納整理事務
	町営住宅改修等事業
	木造住宅耐震診断者派遣事業
	空き家対策事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
土木管理課	青木 明
1. 現状と課題	
<p>① 住民生活に密着した生活圈道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び雨水冠水箇所の改修等を行う必要がある。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した地域については、財源の確保を図り、対策等を実施する必要がある。</p> <p>③ 橋りょうについては、老朽化が懸念されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>④ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、太田市行政界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。</p> <p>⑤ 街路樹の維持管理等については、交通安全や街の景観上の観点から、街路樹の維持管理を行う必要がある。</p> <p>⑥ 河川改修整備については、水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。</p> <p>⑦ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき調査完了地区を拡大していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活圈道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古水地区の冠水箇所の改修工事を行う。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、改修工事に向け国・県など関係機関と協議等を行う。一級河川休泊川については、国・県・太田市・千代田町と連携して「休泊川総合内水対策計画」を推進する。</p> <p>③ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を実施する。令和3年度は、南中学校の横断歩道橋修繕工事を行う。</p> <p>④ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、引き続き、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を行う。</p> <p>⑤ 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の適正な維持管理を行う。</p> <p>⑥ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。</p> <p>⑦ 地籍調査事業については、3年次となる日の出・坂田一丁目地区は地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行う。2年次となる寄木戸地区北東部と坂田地区の一部は、地権者説明会、一筆地調査(境界立ち会い確認)等を実施する。事業に着手する寄木戸地区中東部については、事業計画を作成する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生活圈道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古水地区の冠水箇所の改修工事を発注し、バリアフリー化工事は完成した。下半期も引き続き、工事の進捗管理を行い、早期完成を図る。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、改修工事に向け国・県など関係機関と協議等を行い、農業用水路のまま起債事業として行うことが決定したことから、農業振興課の所管になった。引き続き、改修工事業務に携わる。一級河川休泊川については、管理する群馬県や流域市町(太田市・千代田町)と連携して「休泊川総合内水対策計画」の策定を進める。</p> <p>③ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた南中学校の横断歩道橋修繕工事を発注した。下半期は、工期内の完成を目指し進捗管理を行う。</p> <p>④ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、3件の地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い合意が得られ契約を行った。下半期も引き続き、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を行う。</p> <p>⑤ 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理を実施した。引き続き、街路樹が起因した事故等を防止するため適切な維持管理を実施していく。</p>	

- ⑥ 河川改修整備については、邑楽館林主要河川改修促進同盟会の幹事会等の協議を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催となった。下半期は、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。
- ⑦ 地籍調査事業については、3年次となる日の出・坂田一丁目地区は地籍図、地籍簿の作成、2年次となる寄木戸地区北東部と坂田地区の一部は、一筆地調査、事業に着手する寄木戸地区中東部については、調査図素図を作成するための業務委託を発注した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を行う。また、地権者説明会については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止としたが、説明会資料を郵送した。

4. 最終レビュー

- ① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古氷地区の雨水冠水箇所の改修工事を発注し完了した。
- ② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路の改修事業については、農業振興課の所管となり、測量及び実施設計業務委託の監理監督の依頼を受け完了した。引き続き、改修事業に携わり浸水被害の軽減を目指す。一級河川休泊川については、管理する群馬県や国、流域市町(太田市・千代田町)と連携して「休泊川総合内水対策計画」の策定について協議を進めた。
- ③ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた南中学校の横断歩道橋維持補修工事を発注し完了した。
- ④ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、4件の地権者と用地買収及び移転補償の契約を締結し、3件については移転補償と土地の取得が完了した。残りの1件については、地権者発注の移転工事が年度内に完了しないことから、令和4年度へ繰越明許を行った。引き続き、早期の完成を目指し道路用地の買収と移転補償を実施する。
- ⑤ 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や枯損木の伐採、低木の刈り込み、除草等の適正な維持管理を実施し、3年間の長期契約が完了した。引き続き、令和4年度からの3年間の業務委託を発注し、街路樹が起因した事故等を防止するため適切な維持管理を実施する。
- ⑥ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県に要望を行った。なお、要望活動は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、邑楽館林主要河川改修促進同盟会会長の館林市長と事務局による少人数で行った。令和4年度も引き続き河川改修整備の早期完了を図るため、群馬県に要望を行う。
- ⑦ 地籍調査事業については、3年次となる日の出・坂田一丁目地区は地籍図、地籍簿の作成及び閲覧、2年次となる寄木戸地区北東部と坂田地区の一部は、一筆地調査のための現地立会、1年次の寄木戸地区中東部については、調査図素図の作成がそれぞれ予定どおり完了した。引き続き、事業計画に基づき調査を実施する。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	地籍調査事業
	街路樹管理費
II 2 道路網の整備・維持管理	道路愛護事業
	道路維持事業
	橋りょう維持事業
	交通安全施設整備事業
II 4 河川・水路の整備	道路新設改良事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市施設課	今井 靖浩
1. 現状と課題	
<p>① 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。</p> <p>② 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等については、植樹から年数が経過していることから大木化や過密化し、生育不良や倒木等が危惧されているため剪定や間引きが必要である。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、計画的に整備推進する必要がある。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内未接続者については、接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理等を行う必要がある。</p> <p>⑥ 法適用後の下水道事業について、下水道施設を適正に維持するための財産情報を管理し、その企業的な性質を活かしながら、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公園施設については、適正な管理と点検を行い、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持更新を実施する。また、公園灯についても、計画的にLED化を行う。</p> <p>② いずみ緑道、分水堀緑道、城之内公園及び街区公園等については、計画的な高木剪定や間引きのほか、倒木の恐れがある樹木を選定し伐採等を行うなど、利用者の安全を確保するため適正な維持管理を実施する。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、計画的に整備推進する必要があるため、令和4年度からの下水道認可区域の拡大について、県知事より事業認可を得るため県と協議を行う。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理に取り組み、工事等の進捗状況の報告を受け確認する。</p> <p>⑥ 下水道事業の企業会計移行により、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成公表することで、財政状態や経営成績をわかりやすく示し、それらを分析することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 公園施設については、適正な管理を行うとともに既設公園の遊具の保守点検業務委託を発注し完了した。下半期も引き続き適正な管理を行いながら公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持修繕を発注する。また、公園灯については、いずみ緑道A区間及び大泉中央公園のLED化工事を発注し完了した。</p> <p>② いずみ緑道、分水堀緑道、城之内公園及び街区公園等については、適正な維持管理を行うとともに、枯れ等による倒木の恐れがある樹木を選定し伐採委託を発注した。下半期も引き続き、計画的に高木剪定や間引き、伐採を行い、利用者の安全を確保するため適正な維持管理を実施し、台風等による倒木の被害を防ぐ。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、概ね予定どおり発注した。下半期は、令和4年2月末の工事完了に向け工程管理を行う。また、計画的に下水道整備を推進するため、令和4年度からの下水道認可区域の拡大について、下水道事業計画変更委託業務を発注した。下半期については、県と協議を行いながら進捗管理を進め県知事の事業認可を得る。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内未接続者については、ホームページで接続のお願いの掲載を行い、8月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の通知を発送し接続率の向上を図った。下半期は、未接続者に対し、10月と1月に接続のお願いを通知して、接続促進に取り組む。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内の分配槽の新設や汚泥濃縮設備等の更新工事発注の準備を行った。下半期は、分配槽の新設及び汚泥濃縮設備等の更新工事の進捗状況を確認していく。</p> <p>⑥ 下水道事業会計は、企業活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめた帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員の監査を受けた。下半期も、引き続き、町長への経理状況報告及び監査委員の例月監査を受け適正な出納・会計事務を行い財政マネジメントの向上に取り組む。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 公園施設については、適正な管理を行うとともに遊具の保守点検業務委託及び公園施設長寿命化計画に基づく維持修繕工事を発注し完了した。また、公園灯については、いずみ緑道A区間及び大泉中央公園のLED化工事を発注し完了した。
- ② いずみ緑道、分水堀緑道、城之内公園及び街区公園等については、枯れ等による倒木の恐れがある樹木の選定を行い伐採を完了した。また、利用者の安全を確保するため高木剪定や間引きを行い適正な維持管理に取り組んだ。
- ③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、発注し完了した。下水道認可区域を拡大するための下水道事業計画変更委託業務については、全体計画を縮小する見直しを委託業務に追加し、認可区域の拡大と併せて令和4年度へ繰越し、同年度中に県に申請を行い認可を得る。
- ④ 下水道供用開始区域内未接続者については、ホームページで接続のお願いの掲載や通知を2回発送し、また、排水設備指定工事店に対して8月に供用開始区域拡大の通知を発送し、接続促進を図った。
- ⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内の分配槽の新設や汚泥濃縮設備等の更新工事を実施した。
- ⑥ 下水道事業会計は、企業活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめた帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員の監査を毎月受け、適正な出納・会計事務を行い財政マネジメントの向上を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅱ3 公園・緑地の整備・維持管理	都市公園管理費
V1 上下水道の整備	管渠整備事業
	公共ます設置事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
環境整備課	坂本 藤夫
1. 現状と課題	
<p>① ごみ対策については、令和3年度より稼働した新ごみ焼却施設への負担軽減のため、ごみの減量化を図るとともに、4R(リフューズ:ごみの発生回避、リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)運動を推進させる必要がある。また、搬出ルールが守れていないごみステーションの改善に向け、意識啓発を行う必要がある。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させる必要がある。</p> <p>③ あき地保全については、改善指導を行った対象地の完了率を向上させる必要がある。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 地球温暖化対策については、温室効果ガス削減に向けた事業の推進を図る必要がある。</p> <p>⑥ 衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械整備の更新工事等を行う必要がある。</p> <p>⑦ 公園墓地については、残墓所数が減少し新たに墓所整備を進めるとともに、多様な埋葬方法について調査研究を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ごみ対策については、ごみ減量化を徹底させるため4R運動を推進するとともに、資源ごみの分別、小型家電等の拠点回収、剪定枝リサイクルなどの周知を図る。また、ごみステーションの搬出ルール遵守のため、町内巡回や広報紙等による啓発活動を引き続き実施する。特に違反ごみの多いステーションにはさらにルール遵守の掲示などを行い意識啓発を図る。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させるため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し啓発活動を推進する。</p> <p>③ あき地保全については、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策として事前に通知等で注意喚起を行う。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。また、県や浄化槽協会に対し、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室開催を依頼する。</p> <p>⑤ 地球温暖化対策については、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を引き続き推進するとともに、広報紙や環境フェアを活用し、啓発する。</p> <p>⑥ 衛生センターについては、引き続き、維持管理や整備計画に基づき機械設備の更新工事を実施する。</p> <p>⑦ 公園墓地については、新たに墓所の整備を行うために合同墓などの多様な埋葬方法について、先進地等の調査研究を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① ごみ対策については、ごみの減量や資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別の周知徹底と小型家電の拠点回収を実施するとともに、剪定枝リサイクルも広報紙等で周知した。また、休止していた古着等回収も業者と再開に向け検討を行っている。下半期も引き続き、資源ごみ分別の周知徹底を実施するとともに、秋の狂犬病予防注射実施日に併せて小型家電の回収に取り組む。ごみステーションへのごみの搬出については、職員によるパトロールを実施し、違反ごみの多いステーションにはルールの遵守の掲示や周辺の住宅などヘチランを配布し啓発した。下半期も引き続き、パトロール及び啓発を実施する。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、登録者への通知や広報紙等で周知を行って春の集合注射を実施し、接種率向上を図った。下半期は、秋の補完注射を通知や広報などで同様に周知を行って実施するとともに、獣医師会など関係機関と連携し、個別注射での接種率向上を図る。</p> <p>③ あき地の保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合にはさらに電話や直接指導などを行った。下半期も引き続き、指導等を実施する。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置の啓発や廃食用油回収を行った。また、県等が実施していた浄化槽教室は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、町民ホールにて合併処理浄化槽転換の推進の動画により啓発した。下半期も引き続き、広報紙等で水質改善について周知啓発を実施する。</p>	

- ⑤ 地球温暖化対策については、緑のカーテン事業では公共施設等へニガウリ等の苗を配布し、住民に対しては広報紙等により啓発して緑のカーテンコンテストを実施した。クールシェア事業は、県のぐんまクールシェア事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、町の事業も合わせて中止にした。下半期は、環境フェアが新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、代替案として「環境パネル展」を実施するため、公民館ではポイ捨て防止ポスターの展示、役場町民ホールでは緑のカーテンコンテストの結果及びごみ減量化に関する展示等を行う。
- ⑥ 衛生センターについては、3年間の包括運営管理業務委託の2年目となり、施設の運営管理を行うため、定期整備や整備計画に基づき「分離液・酸化液移送配管薬液洗浄」、「消化槽等換気ファン更新工事」を実施した。下半期も引き続き、施設の運営管理を行うための定期整備等実施する。
- ⑦ 公園墓地については、新たな墓所の整備や合同墓などの多様な埋葬方法の検討を行い、関係部署との調整を行った。下半期は、令和4年度の設計委託の予算準備を行う。

4. 最終レビュー

- ① ごみ対策については、広報紙での啓発とともに、リサイクル率向上のため春・秋に小型家電の拠点回収を2回実施し、休止中であった古着・古布回収を12月より再開した。また、生活環境委員と連携し、その他プラスチックの更なる分別促進に向けた周知徹底を図った。環境フェアは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、代替として環境パネル展を実施し、ごみの減量化・資源化や、ダンボールコンポストを展示し生ごみ処理の重要性を啓発した。ごみステーションへのルール違反ごみ対策としては、職員によるパトロールの実施や、看板掲示、周辺住宅へのチラシ配布を行った。
- ② 狂犬病予防注射については、接種率向上のため、春と秋に集合注射の実施通知や広報を実施するとともに、県獣医師会など関係機関と連携し実施した。また、個別注射を実施するホームセンターに対し、接種した犬の飼い主へ町の注射済票の交付を受けるよう周知のお願いをした。
- ③ あき地の保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合は電話にて指導を行い、完了率の向上を図った。また、予防策として3月末に、令和3年度に指導した所有者に対し、適正管理をするよう依頼通知を発送した。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を行った。また、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室は、県浄化槽協会による動画視聴方式にて実施するとともに、町民ホールにおいて、県が作成した浄化槽転換動画を放映し啓発を行った。
- ⑤ 地球温暖化対策については、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた取り組みとして、電気自動車等購入費の補助制度や公共用の普通充電スタンドの導入検討を行い、令和4年度予算計上を行った。また、太田市外三町クリーンプラザのごみ焼却熱で発電した電力等を公共施設で利用する、再生可能エネルギーの地産地消の取組みについて、令和4年度から進めるために一市三町と連携協力協定を締結した。さらに、緑のカーテン事業として、公共施設等へニガウリ等の苗を配布するとともに、緑のカーテンコンテストを実施して、結果を広報紙やホームページに掲載し、環境フェアは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止にしたが、代替として町民ホールや公民館ロビーにてポイ捨て防止ポスター、緑のカーテンコンテスト入賞作品などを掲示し啓発を図った。
- ⑥ 衛生センターについては、日常点検や年2回の定期点検を実施するとともに、整備計画に基づき分離液・酸化液移送配管薬液洗浄等の機械設備の更新工事を実施した。
- ⑦ 公園墓地については、合同埋葬・樹木葬の先進地である横浜市営墓地「メモリアルグリーン」の視察を行った。また、新たな墓所の整備や合同墓などの多様な埋葬方法の検討を行い、関係部署との調整もを行い、令和4年度に合同埋葬墓地の設計委託の予算計上を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V2 地域環境の保全	畜犬等関連事業
	浄化槽設置事業
V3 循環型社会の推進	資源ごみ分別収集事業
	地球温暖化防止対策事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
会計課	宮永 和枝

1. 現状と課題

- ① 歳入歳出の予算執行に伴う伝票審査及び出納事務については、財務規則、契約規則に基づき厳正に行う必要がある。
- ② 歳計現金については、厳しい財政状況の中、確実な資金確保及び保管、基金については、財源確保を図るため、確実かつ有利な運用を図る必要がある。
- ③ 事務用消耗品については、支給実績及び使用状況を検証し、一括購入の品目の選定を行い、経費削減を図る必要がある。

2. 取組方針

- ① 伝票作成時の誤りについては、個別指導を行い、課長会議において周知をしているが、軽微な誤りが見受けられる。引き続き個別指導を行い、職員研修会を実施し、職員の資質向上を図るとともに、適正な予算執行を遂行する。
- ② 歳計現金については、歳入歳出執行計画に基づき効率的な資金管理を行い、財政調整基金からの繰替え運用について計画的に行う。基金については、引き続き一括運用により、安全性と流動性を確保した運用を図る。
- ③ 事務用消耗品については、購入品目の選定に職員の意見を取り入れ見直しを行う。また、余剰品の管理やリユースの推進に取り組み経費削減を図る。

3. 中間レビュー

- ① 伝票作成時の留意点については、課長会議で周知すると共に、個別指導を行っている。職員研修会については、上半期で行うことができなかつたため、下半期で実施できるよう取り組む。
- ② 歳計現金については、歳入歳出予算の執行及び残高状況を確認しながら、繰替運用等の時期について検討している。基金については、大幅な繰入を予定していることから、令和3年度の債券の購入は見送った。
- ③ 事務用消耗品については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部物品の品薄状況が見られるため、その旨職員に周知し、在庫状況を確認しながら運用を行っている。下半期は、購入品目の見直しに向け、職員へのアンケート調査や余剰品のリユースに取り組む。

4. 最終レビュー

- ① 伝票作成の職員研修については、全体的な研修はコロナ禍ということもあり見送ったが、通常業務の中で個別指導を実施した。今後は、誤りやすい点について財務会計システムのマニュアルに注意するポイントを記載するなど、マニュアルの見直しを行い、改善を図る。
- ② 歳計現金については、歳入歳出の予算執行及び残高状況を確認することにより、必要な額を見極めながら繰替運用を行い、滞ることなく支払いを実施した。基金については、一括運用を行いつつ、予算執行の状況を確認しながら、関係課と協議の上、必要な額の繰入を行った。
- ③ 事務用消耗品については、職員アンケートを実施し、要望の多かったものや使用実績状況を考慮し、令和4年度及び令和5年度からの見直し内容について決定、各課に周知した。また、各課に対し、余剰事務用品の活用を促した。今後も実績状況を見極めながら、事務用消耗品の経費節減に努める。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育部	石川 肇
1. 現状と課題	
<p>① 就学援助制度については、制度の周知が課題である。制度内容の周知方法の現状を検証した上で、改善・見直しを行い、制度の充実を図る必要がある。</p> <p>② GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒への1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備している。ICTを活用し、個別最適化された学習を推進し、子どもたち一人一人の資質・能力をより伸ばしていかなければならない。また、全ての教員がICTを効果的に活用できる指導方法を習得していく必要がある。</p> <p>③ 子育て支援については、全ての子育て家庭を対象に、子どもが環境や家庭の経済状況等に左右されることなく、子どもの年齢に合った質の高いサービスを切れ目なく提供する必要がある。</p> <p>④ 児童館の指定管理者の指定期間が令和4年3月末で終了することから、新たな指定管理者を公平・公正に選定する必要がある。</p> <p>⑤ 生涯学習関連事業については、コロナ禍で各種活動の制約を受けた町民の学習や活動意欲を再び高めていくための創意工夫や発想の転換が必須である。また、町内の全小学校地区で事業を開始した「放課後子ども教室」については、ウィズコロナを考慮しつつ、安全・安心な活動と、事業を安定的に継続できる体制の強化が必要である。</p> <p>⑥ 町立図書館の取り組みの基本方針となる「図書館ビジョン」の進捗管理と点検・評価を着実に実行するとともに、指定管理者制度導入に向け計画的に準備を進め、知識・情報・文化の拠点としての図書館をより一層充実・発展させる必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 就学援助については、児童生徒の世帯の生活状況等の実態を把握するため、各学校、関係部署や民生委員・児童委員などへの情報収集を更に進めるとともに、制度の周知については、手法や時期等の見直しを行う。</p> <p>② GIGAスクール構想の実現に向け、学校等におけるICT活用計画等に基づき、児童生徒の発達段階等を考慮しながら、体系的に情報活用能力を育成させることで、確かな学力を身につけられるよう取り組む。また、各学校において、教員のICT活用指導力の向上を図るための体制づくりを構築していく。</p> <p>③ 子育て支援については、「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、関係部署、関係機関等と連携し、各施策の推進を図る。また、令和2年度における関係部署等の実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果を各種事業等に反映させていく。</p> <p>④ 現在の児童館の指定管理者である(社福)三吉が実施している管理運営状況等の点検・評価を継続実施するとともに、年間スケジュールに則り、計画的に指定管理者選定業務に取り組む。</p> <p>⑤ 生涯学習関連事業については、ウィズコロナを考慮した上で、町民の生活課題や地域課題に沿った学習機会・学習情報を提供していくとともに、地域公民館や各種団体等と連携し、町民の社会活動への参加促進を図る機会の提供や活動の場の周知を行っていく。「放課後子ども教室」については、児童・運営スタッフともに安心して活動できる環境と持続可能なスタッフ体制の強化に取り組む。</p> <p>⑥ 町立図書館については、「図書館ビジョン」に基づき、基本目標の実現に向け各種施策を推進していく。進捗管理は、実施状況の把握・点検を実施し、評価については、図書館協議会委員からの意見聴取を行い、その評価結果を見直し等に反映させる。また、指定管理者制度導入に向けて、計画的に業務を進めていく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 就学援助については、新たに福祉課でのリーフレット配布を開始するとともに、こども課への児童扶養手当現況届提出時の制度内容周知及び該当者把握など連携した取り組みを実施している。また、各小中学校の教諭から家庭訪問時の状況や気になる児童生徒に関する報告を受けるなど情報共有をすすめている。</p> <p>② 教員の研修を計画的に進めながら、学校の授業や家庭での端末活用を通して、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成を図っている。教員のICT活用指導力の向上については、町教育研究所のICT活用研究班において、計画的・継続的に研修を実施し、実践事例の共有および各校への発信を行っている。今後も、端末を効果的に活用した授業や学習を実施し、児童生徒の確かな学力の育成を図っていく。</p>	

- ③ 子育て支援施策については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業について、中止・延期になったが、関係部署等と連携し、概ね順調に実施している。また、現在、令和2年度の関係部署等の実施状況を取りまとめているところであり、今後、その結果を事業計画等に反映させていく。
- ④ 現在の児童館の指定管理者である(社福)三吉の管理運営状況等の点検・評価を7月1日に実施し、新型コロナウイルス感染症対策、工夫しての事業実施や職員の連携などから良好であると評価した。また、次期指定管理者については、9月に公募を実施し、今後、選定及び決定の事務を進めていく。
- ⑤ 生涯学習関連事業については、町民に学習機会・学習情報の提供を行うとともに、地域公民館や各種団体等とも連携し、ウィズコロナを考慮した事業や講座の推進に取り組んだ。「放課後子ども教室」については、学校・児童館・スタッフと連携し、町内4小学校区で実施するとともに、スタッフ体制の強化に取り組んだ。
- ⑥ 町立図書館については、「図書館ビジョン」の基本目標に基づいた取り組みを推進するとともに、感染症対策を行い利用者サービスの充実に努めたが、緊急事態宣言発出のため一定期間休館とした。指定管理者制度導入に向けて、各種資料の作成に取り組んだ。

4. 最終レビュー

- ① 就学援助制度の周知について、概要をわかりやすくまとめ、リーフレットを改訂し全校児童生徒へ配布を行った。また、他部署などと庁内連携しながら制度周知及び該当者把握の取り組みを実施した。なお、各小中学校教諭から気になる児童生徒に関する報告を受けるなど情報共有を行い、適切な就学支援を実施した。
- ② 各教科の授業で日常的に情報端末を活用することにより、児童生徒の発達段階に応じたICT活用能力の育成を図ることができた。3学期の感染症拡大時には、小中学生ともに情報端末を家庭に持ち帰らせ、学級閉鎖時のオンライン授業配信等で活用することができた。教員のICT活用指導力の向上については、町教育研究所の研究班での取り組みや各校での研修により、教員一人一人の指導力向上につながった。なお、授業や家庭におけるICTの活用を効果的に行いつつ、研修によって教員の指導力向上及び授業改善を進め、児童生徒の学力向上を図っていくことが重要である。
- ③ 子育て支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業について、中止・延期になったが、関係部署等と連携し、概ね順調に実施した。一方、令和2年度の関係部署等の実施状況を取りまとめ大泉町子ども・子育て会議に報告した。令和4年度の事業については、その結果を踏まえ、各種事業の改善等を図り実施していく。また、18歳以下の児童の子育て世帯への臨時特別給付金を県内で一番早く一括で支給した。
- ④ 現在の児童館の指定管理者である(社福)三吉の管理運営状況等の点検・評価を7月1日に実施し、新型コロナウイルス感染症対策、工夫しての事業実施や職員の連携などから良好であると評価した。また、次期指定管理者については、公募を行い、事業計画、管理運営体制などの審査項目をこれまでの実績・評価もふまえ審査し、引き続き(社福)三吉を次期指定管理者として決定した。
- ⑤ 生涯学習関連事業については、町民に学習機会・学習情報の提供を行うとともに、地域公民館や各種団体等とも連携し、ウィズコロナを考慮した事業や講座を実施した。「放課後子ども教室」については、学校・児童館・スタッフと連携し、町内4小学校区で実施するとともに、スタッフ体制の強化に取り組んだ。しかし、緊急事態宣言発出中は事業休止とした。
- ⑥ 町立図書館については、「図書館ビジョン」の基本目標に基づいた取り組みを推進するとともに、感染症対策を行い利用者サービスの充実に努めた。しかし、緊急事態宣言発出のため2度一定期間休館とした。指定管理者制度導入に向けて、各種資料を作成した。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅳ2 子育て支援の充実
Ⅵ1 就学前教育と保育の充実
Ⅵ2 教育環境の充実
Ⅵ3 生涯学習の推進
Ⅵ4 青少年育成の推進
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興
Ⅵ6 文化財の保存と活用

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育管理課	千吉良 輝夫
1. 現状と課題	
<p>① 就学援助制度については、第2回「子どもの生活」実態調査の分析結果より、該当世帯保護者の制度理解について不十分と見られる回答があったことから、周知方法の検討が新たな課題である。そのため、制度内容の周知方法の改善・見直しを行い、関係機関等との連携も見直しながら効果的な就学支援に取り組む必要がある。</p> <p>② 現在、国においては、新型コロナウイルスの感染拡大や「Society5.0時代」の到来など社会情勢が急激に変化するなか、新学習指導要領の着実な実施やICTの効果的な利用による、児童生徒の「学びの保障」に向けた学校教育を目指している。このような動向を踏まえ、教育委員の新たに担うべき役割、また新たに求められる資質向上への取り組みが必要である。</p> <p>③ 学校施設については、小中学校とも老朽化対策としての大規模修繕が必要な状況であるため、「公共施設の個別施設計画」による優先順位に基づき、長寿命化の視点による大規模改修工事を進めて行く必要がある。</p> <p>④ ICT環境の整備については、「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」に係る補助制度を活用し、ネットワーク環境の整備や1人1台の情報端末配備を実施した。今後も、1人に1台配備された情報端末を新たな教育ツールとして活用できるよう、引き続き、ICT環境の整備充実に向け取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 就学援助制度の周知についての手法や時期の見直しを行うとともに、各小中学校の教諭等と連携しながら該当世帯の実態把握を随時実施する。</p> <p>② 児童生徒の「学びの保障」に向けた学校教育における先進事例等の視察研修を実施する。また、教育現場の状況把握のため、町内小中学校への訪問を随時実施する。</p> <p>③ 南小学校の長寿命化改修工事を2ヶ年度計画により、第1期工事を令和3年度、第2期工事を令和4年度において実施する。そのため、令和3年度実施の第1期工事の進捗管理を適切に実施する。</p> <p>④ 緊急時における家庭でのオンライン学習に対応できるよう、各児童生徒の家庭の通信環境整備状況を確認し、必要に応じてWi-Fi機器及びインターネット通信費に対する支援を実施する。また、文部科学省が提唱する新たな学校教育のICT環境整備について調査研究を進める。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 就学援助制度の周知については、新たに福祉課でのリーフレット配布を開始するとともに、こども課への児童扶養手当現況届提出時の制度内容周知及び該当者把握など連携した取り組みを実施している。また、各小中学校の教諭から家庭訪問時の状況や気になる児童生徒に関する報告を受けるなど情報共有をすすめている。</p> <p>② 先進事例の視察研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により未実施、今後の状況により実施するか検討中。なお、教育現場の把握として学校訪問を実施し、中学校のICT活用授業などの見学を行った。</p> <p>③ 南小学校長寿命化改修工事については、当初予定のとおり施工業者と工事契約を締結し令和3年度及び令和4年度にわたる2年度間の工事に着手した。なお、施工業者との打ち合わせ会議を毎週定期的に実施しながら適切な進捗管理に取り組んでいる。</p> <p>④ 家庭の通信環境整備状況については、新たにアンケート調査を実施しWi-Fi機器の有無やインターネット環境の把握に取り組み、情報端末の家庭への持ち帰りに合わせてWi-Fi機器と通信費に係る支援を行った。また、ICT活用研究班による会議を定期的に行い、新たなICT環境整備について各学校と研究成果などの情報共有を行っている。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 就学援助制度の周知については、概要をわかりやすくまとめ、リーフレットを改訂し全校児童生徒へ配布を行った。また、福祉課やこども課と連携しながら制度周知及び該当者把握の取り組みを実施した。なお、各小中学校教諭から気になる児童生徒に関する報告を受けるなど情報共有を行い、適切な就学支援を実施した。</p> <p>② 教育現場の状況把握のため学校訪問を行い、中学校ICT活用授業の見学を実施した。先進事例の視察研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により未実施となったため、令和4年度の実施に向け、先進的な事例や事業などに関する情報収集に取り組む必要がある。</p>	

- ③ 南小学校校舎長寿命化改修工事については、当初の計画どおり、工事契約を締結し第Ⅰ期工事に着手した。また、工事施工業者と定期的な打ち合わせ会議を開催しながら、学校側との意見調整を行い適切な進捗管理を行うことができた。引き続き、令和4年度の第Ⅱ期工事着手に向けて必要な準備、調整をすすめて行く。
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、分散登校や学級閉鎖などに直面したが、家庭の通信環境整備状況のアンケート結果に基づき、情報端末及びWi-Fi機器の持ち帰りに対し適切に対応することができた。また、教育におけるICT環境の整備充実に向け、ICT研究班での協議事項や課題解決に向けた情報共有を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	施設整備事業(小学校)
	施設整備事業(中学校)

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育指導課	竹田 淳一
1. 現状と課題	
<p>① 学校における「新しい生活様式」を実践する中で、子ども達の学力を向上させていくための教職員の資質向上・指導力向上、及び組織力向上の取組を推進していく必要がある。</p> <p>② GIGAスクール構想による1人1台の端末配備に伴い、授業等でICTが効果的に活用できるよう、教員の指導力向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>③ 新たな不登校を出さない取組及び学校復帰に向けた取組を充実させ、不登校児童生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行っていく必要がある。</p> <p>④ 在籍数が増加している外国籍児童生徒への日本語指導、及び、学校生活への適応指導を充実させていく必要がある。</p> <p>⑤ 学校給食に対する町の保護者支援を継続して周知するとともに、給食費未納に対する対応を計画的に行い、収納率の向上に取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 学校における喫緊の課題についての教職員研修を計画・実施するとともに、指導主事の学校訪問(授業参観)等により適切な指導・助言を行い、教員一人一人の資質向上及び指導力向上を図る。</p> <p>② すべての教員がICT機器を効果的に活用しながら、子どもの思考の共有化や教材提示等ができるよう、各校の校内研修及び町教委による研修により教員のICTに関する理解や、その活用能力を高めていく。また、町教育研究所では研究班を設置し、教員のICTの指導力向上を図っていく。</p> <p>③ 学校では、スクールカウンセラー等を活用した教育相談の充実を図り、一人一人に寄り添った支援を行っていく。また、適応指導教室やスマイル教室における支援を充実・改善させながら、学校と家庭をつなぐための取組を積極的に行っていく。</p> <p>④ 日本語指導が必要な外国籍児童生徒に対しては、「個別の指導計画」に基づき、日本語学級での日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図る。</p> <p>⑤ 町の学校給食費補助については、町ホームページや紙媒体(給食献立)等での周知や、入学説明会、給食試食会、PTA総会等の機会を捉えての周知を継続して行っていく。また、未納家庭への連絡や訪問、申出徴収を計画的に行い、収納率の向上を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 感染症拡大により、教職員全体研修会は動画視聴の形態に変更し、各種研修会も実施方法を工夫しながら実施した。前期の学校訪問では、町教委指導主事が各校教員への授業指導や助言を行った。10月からの後期学校訪問でも、授業や各学校の校内研修の取組に対する指導・助言を行うとともに、校内研修及び町教委主催の研修により、教員の資質向上と指導力向上を図っていく。</p> <p>② 各校及び町教委によるICT研修を計画的に実施している。町教育研究所の「ICT活用研究班」では、各学校の授業実践事例をまとめ、町内7校に情報を発信して教員のICT指導力向上を図っている。2学期始業時の分散登校の際には、児童生徒の情報端末を家庭に持ち帰らせ、試行的な取組も含めて様々な活用に取り組んだ。今後も、研修を継続する中で、指導力の向上を図っていく。</p> <p>③ 夏季休業後、ウイルス感染への不安を持つ児童生徒も見られ、登校渋りや不登校の児童生徒は増加傾向である。各校では、家庭との連携を緊密かつ丁寧に図り、児童生徒が安心して登校できる体制づくりを進めている。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、適応指導教室(あゆみ教室)やスマイル教室との連携等を通して、不登校児童生徒及び保護者への支援を積極的に行っていく。</p> <p>④ 各校の日本語学級では、日本語指導助手や外国人子女教育コーディネーターを活用して、日本語の学習や学校生活への適応指導を継続して行った。編入予定の児童生徒については、役場窓口で「個別の指導計画」に関する内容の聞き取りを行い、編入後の指導に役立てている。今後も、「個別の指導計画」を十分に活用し、外国籍児童生徒への支援を充実させていく。</p> <p>⑤ 学校給食に対する町の支援について、紙媒体のチラシ配付とともに、各学校のホームページに設置した「食育ひろば」のコーナーを活用して保護者への周知を行った。8月に実施を予定していた過年度分給食費未納家庭への訪問徴収は、感染症拡大により時期を変更した。令和3年度後半も、学校管理職・事務職員との連携を図りながら、計画的・継続的に収納率向上の取組を実践していく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① コロナ禍であったが、オンラインを活用して教職員研修を実施し、資質向上及び指導力向上を図った。各小中学校への後期学校訪問指導も、若干の縮小開催となったが、町教委及び東部教育事務所指導主事が研究授業を参観し、各教員の授業改善への取組や方向性を指導・助言した。今後も、適切な開催方法を検討しながら、資質向上および指導力の向上を目指し、喫緊の課題解決に向けた教職員研修を企画・実施していく必要がある。
- ② 町教育研究所の「ICT活用研究班」でまとめた授業実践事例については、グループウェアで町内7校で共有し、学校での実践により教職員のICT指導力向上を図った。3学期始業時、感染症拡大傾向が見られたため、小中学生ともに情報端末を家庭に持ち帰らせたことで、学級閉鎖時の連絡や課題配信、オンラインでの授業配信等で活用することができた。今後も、授業での活用を中心に、家庭での活用も含め、様々な状況でICTを活用した対応ができるよう、教職員のICT指導力向上に継続して取り組んで行く必要がある。
- ③ 不登校児童生徒に対しては、各学校とも、本人や家庭（保護者）との連携を緊密に図り、状況の改善や登校に向けての支援を行った。適応指導教室（あゆみ教室）では、県に要請して自立支援アドバイザーを派遣してもらい、保護者等への相談や支援も実施した。スマイル教室では、オンラインでの教室参加の取組みも実施し、児童生徒や保護者に対してきめ細かな支援を行うことができた。感染症の影響により、登校渋りや不登校傾向の児童生徒は減少しておらず、今後も、家庭や関係機関と連携をしながら、改善に向けて必要な支援や取組を継続して行っていくことが重要である。
- ④ 「個別の指導計画」の活用により、日本語学級担当と学級担任・教科担当での共通理解が図れ、支援に関する連携や児童生徒への日本語指導の重点化が図れた。また、外国人子女教育コーディネーターの日本語学級への入り込み指導を継続的・定期的実施したことで、学校生活への適応指導を適切に行うことができた。感染症の影響により、多言語サロンでの日本語の基礎指導は十分に行うことができなかった。今後、開催方法の工夫や開催場所の変更なども検討していく必要があると考える。
- ⑤ 学校管理職（校長・教頭）や学校事務職員と連絡・協力し、現年度の未納額の徴収について、家庭への連絡や申出徴収を進めるための取組等を継続して実施した。過年度給食費未納家庭への訪問徴収は、感染症の状況をふまえつつ、可能な範囲で実施した。学校給食費に対する町の保護者支援について、町ホームページへの掲載や給食便りを活用して周知・啓発を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	学力向上対策推進事業
	小学校英語教育推進事業
	いじめ防止対策事業
	適応指導教室事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
こども課	金井 隆浩
1. 現状と課題	
<p>① 子育て支援について、多様化する子育てニーズに対応するため、子育て支援の各施策を推進する必要がある。</p> <p>② 児童虐待について、本町では重大な事案は発生していないが、全国的には死亡事例も含め児童虐待が後を絶たない状況の中、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図る必要がある。</p> <p>③ 保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、学童保育の充実を図る必要がある。また、児童数も増加していることから学校施設等の利用など関係機関と連携して取り組む必要がある。</p> <p>④ ファミリー・サポート・センター事業については、施設サービスを補完する重要な事業である。会員が安心して安全に相互援助活動ができるように支援する必要がある。</p> <p>⑤ ひとり親家庭に対して、県が行ったアンケート調査の結果では、現在の就労状況は、正社員が47.2%、パート・アルバイトが34.5%であり、希望する就労状況は、正社員が77.2%、パート・アルバイトが13.1%となっている。については、生活が安定し、自立できるように、就労支援、経済的支援が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 子育て支援については、第2年次となる「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関等と連携して子育て支援施策の推進を図る。また、第1年次の実施状況の把握(進捗管理)を行い、検証する。</p> <p>② 児童虐待については、様々な機会を通じて未然防止、早期発見に向けた啓発活動を実施する。また、要保護児童対策地域協議会等の関係機関等と連携し、早期対応及び支援策についての情報共有を図る。</p> <p>③ 学童保育については、年々利用者が増加しており、指定管理者と連携を図りながら、保護者が働きながら安心して預けられる学童保育を実施していく。また、大人数とならないように学校施設等を利用するなど、関係機関と連携して児童の安全を確保する。</p> <p>④ ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を図るとともに、まかせて会員養成講習やフォローアップ講習をサポートして会員の増加を図り、また、会員の資質向上を図る。</p> <p>⑤ ひとり親家庭に対しての支援については、児童扶養手当、入学及び進学支度金や各種支援制度を周知する。また、ハローワーク等と連携を図り就労支援相談を実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子育て支援施策については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業について、中止・延期になったが、事業内容を変更して実施するなど、概ね順調に施策を実施している。また、新型コロナウイルス感染症拡大による国の緊急事態宣言の適用指定区域の指定を受け登園自粛要請を行い、児童の安全確保を図るとともに欠席日数に応じ、保育園や学童保育等の保護者負担金の減免を行った。</p> <p>② 児童虐待の啓発活動については、広報紙、ホームページ、デジタルサイネージへの掲載や乳幼児健診時にチラシを配布するなど概ね計画どおりに実施している。また、要保護児童対策地域協議会等の関係機関等連携し、情報共有を図っている。</p> <p>③ 学童保育については、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒、検温及び学校施設などを利用して密にならないようにスペースを確保するなど細心の注意を払いながら実施している。また、夏休み前の7月1日から受入時間の延長を実施し、保護者の負担軽減を図った。</p> <p>④ ファミリー・サポート・センター事業については、広報紙やホームページにて事業の周知を行った。また、会員講習会については、新型コロナウイルス感染症対策として開催時期を変更し、10月5日から5日間実施した。引き続き利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るための取り組みを行っていく。</p> <p>⑤ ひとり親家庭については、広報紙やホームページで児童扶養手当や子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)などの制度の周知を行った。また、県母子寡婦福祉協議会と連携して就労相談会を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたひとり親等の世帯に対し、食事クーポン券を交付した。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 子育て支援施策については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業について、中止・延期になったが、事業内容を変更して実施するなど、概ね順調に施策を実施できた。また、新型コロナウイルス感染拡大による国の緊急事態宣言の適用指定区域の指定を受け登園自粛要請を行い、児童の安全確保を図るとともに欠席日数に応じ、保育園や学童保育等の保護者負担金の減免を行った。さらに18歳以下の児童の子育て世帯への臨時特別給付金を県内で一番早く一括で支給した。
- ② 児童虐待防止については、広報紙やホームページ、就学時健康診断や乳幼児健診など様々な機会を捉えて児童虐待防止の啓発活動を行った。また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を4回開催したうち2回を書面会議としたが、関係機関との情報共有を図った。
- ③ 学童保育については、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒、検温及び学校施設などを利用して密にならないようにスペースを確保するなど細心の注意を払い実施した。また、7月1日から受入時間の延長を開始し、新型コロナウイルス感染症による臨時休校や分散登校中も朝7時30分から学童を受け入れ、保護者の負担軽減を図った。
- ④ ファミリー・サポート・センター事業については、広報紙やホームページにて事業の周知を行い、会員講習会を10月5日から5日間実施した。また、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品や備品の購入費を補助するとともに、引き続き利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るための取り組みを支援した。
- ⑤ ひとり親家庭については、広報紙やホームページで児童扶養手当や子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）などの制度周知を行った。また、県母子寡婦福祉協議会やハローワークと連携し、就労相談会を2回開催した。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたひとり親等の世帯に対し、食事クーポン券を交付し、経済的負担の軽減を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV2 子育て支援の充実	児童虐待防止対策事業
	子育て育児用品購入費等助成事業
VI1 就学前教育と保育の充実	北児童館管理運営事業
	東児童館管理運営事業
	西児童館管理運営事業
	南児童館管理運営事業
	学童保育学習サポート事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
生涯学習課	村田 浩二
1. 現状と課題	
<p>① 生涯学習については、ウィズコロナを考慮しつつ、コロナ禍で活動の制約を受けた町民の学習意欲を再び高めるべく、幅広い分野についての学習機会と学習情報を提供していくとともに、町民が社会活動に参加する取組を行っていく必要がある。また、公民館については、事業の充実とともに計画的な施設修繕を行う必要がある。</p> <p>② 青少年健全育成については、家庭・学校・地域その他関係機関・団体相互の情報共有と連携を図り、青少年をとりまく環境を整えるとともに、インターネットの適正利用についても継続した周知啓発が必要である。また、町内全小学校区で事業を開始した放課後子ども教室は、ウィズコロナを考慮しつつ、安全安心な活動と、事業を継続できる体制の強化が必要である。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をするとともに、人権教育啓発員と連携した地域単位の事業では、コロナ禍で活動が止まってしまった地域もあることから、積極的に助言・支援し、町単位・地域単位での教育及び啓発活動を充実させていく必要がある。</p> <p>④ スポーツ振興については、ウィズコロナを考慮した事業及びその内容の見直しや改善等を行うことで、町民に安心して事業に参加してもらえる体制づくりと周知を行う必要がある。</p> <p>⑤ 文化振興については、指定管理者と連携を図り、文化むらの工事・修繕等を計画的に行うとともに、事務事業の検証や改善を提案しながら管理運営を進めていく必要がある。</p> <p>⑥ 文化財保護については、埋蔵文化財の整理事業の継続実施と併せ、町の再発見と無形文化財及び民俗芸能等の保護を目的とした事業の開催等とおし、町民に対し各種文化財への保護意識の高揚に努める必要がある。</p> <p>⑦ 図書館については、図書館施策の基本方針として策定した図書館ビジョンに基づき事業を進めるとともに、指定管理者制度導入に向け計画的に準備を進める必要がある。また、計画的な施設修繕を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生涯学習については、ウィズコロナを考慮しつつ、町民の学習意欲をかきたてるような各ライフステージのニーズや生活課題に沿った学習機会や学習情報を提供していくとともに、町民の社会活動への参加促進を図る機会の提供や活動の場の周知を行っていく。また、公民館については、事業の充実とともに計画的に施設修繕を行う。</p> <p>② 青少年健全育成については、引き続き関係機関・団体相互の連携を深める取組と、各種青少年健全育成活動を実施し、インターネットの適正利用について、正しい利用方法の更なる周知啓発を行っていく。また、町内全小学校区で実施する放課後子ども教室は、ウィズコロナを考慮しつつ、スタッフも児童も安心して活動できる環境と、持続可能なスタッフ体制の強化を図る。</p> <p>③ 人権教育については、地区別人権啓発事業を人権教育啓発員と連携をとりつつ、地域主体で実施することができるよう、ウィズコロナを考慮した事業に対し助言・支援を行う。また、全ての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をはじめとした教育及び啓発活動を行う。</p> <p>④ スポーツ振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団・体育協会・スポーツ推進委員等の各種団体と、ウィズコロナを考慮した事業及びその内容の見直しや改善等の協議を行い、参加者に安心して事業に参加していただける体制づくりに取り組む。</p> <p>⑤ 文化振興については、指定管理者と緊密に連携し、文化振興の拠点である文化むらの管理運営を行っていく。また、継続して事務事業の検証や改善を提案し、町民ニーズに合った、より満足度の高い事業を展開する。</p> <p>⑥ 文化財保護については、町指定文化財の保護、及び埋蔵文化財の委託整理事業を継続実施する。また、町の再発見と健康増進を兼ねた「ウォーキング事業」の継続、無形文化財及び民俗芸能等の保護を目的とした「伝統芸能まつり」と「大泉かるた原画展」を開催する。</p> <p>⑦ 図書館については、図書館ビジョンの基本目標の実現に向け各種施策を進めるとともに、指定管理者制度導入に向け計画的に業務を進める。また、計画的な施設修繕を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生涯学習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部事業を中止としたが、感染防止対策を講じて高齢者教室など各種事業を実施している。公民館については、感染防止対策を講じて、各種講座を実施するとともに、施設修繕を計画的に実施した。緊急事態宣言発出のため、一定期間休館とした。</p> <p>② 青少年健全育成については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部事業が延期となったが、感染防止対策を講じて各種青少年健全育成活動を実施した。また、放課後子ども教室については、感染防止対策を講じて、町内全小学校区にて事業を実施している。</p>	

- ③ 人権教育については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町ぐるみ人権教育推進大会を中止とした。人権啓発地区別事業は人権教育啓発員と連携をとり、ウィズコロナを考慮した助言・支援を行い、いくつかの地区で事業を実施している。また、昨年度中止となった小中学校人権啓発作品展及び人権啓発冊子「笑顔のあすを」の制作については、実施に向けて準備を進めている。
- ④ スポーツ振興については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町民スポーツ・レクリエーション祭と町民体育祭を中止とした。
- ⑤ 文化振興については、指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドラインに基づく評価を実施した。また、文化むらの大ホール棟チェンバロ庫エアコン更新工事を実施した。
- ⑥ 文化財保護については、仙石専光寺付近遺跡整理作業業務委託の中間報告に基づく確認を行うとともに、整理作業が完了した資料の一部を展示公開した。また、11月20日に町の再発見と健康増進を兼ねた「大泉歴史ウォーキング」を開催するため、広報紙9月10日号及びホームページにより参加者の募集を行った。
- ⑦ 図書館については、郷土資料や洋書の収集に取り組むとともに、指定管理者制度導入に向け指定管理者募集要項等の作成に取り組んでいる。また、施設修繕については、外壁等改修工事を発注した。緊急事態宣言発出のため、一定期間休館とした。

4. 最終レビュー

- ① 生涯学習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部事業を中止したが、感染防止対策を講じて高齢者教室など各種事業を実施した。公民館については、感染防止対策を講じて、各種講座を実施するとともに、施設修繕を計画的に実施した。緊急事態宣言発出のため、2度一定期間休館とした。
- ② 青少年健全育成については、青少年健全育成講演会においてSNS被害当事者の方の講演を行うとともに、各種青少年健全育成活動を実施した。また、放課後子ども教室については、感染防止対策を講じて、町内全小学校区にて事業を実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9月・1月・2月・3月は中止とした。
- ③ 人権教育については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町ぐるみ人権教育推進大会を中止とした。人権啓発地区別事業は人権教育啓発員と連携をとり、ウィズコロナを考慮した助言・支援を行い、11件の事業を実施した。また、小中学校人権啓発作品展の開催及び人権啓発冊子「笑顔のあすを」の制作を行った。
- ④ スポーツ振興については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町民スポーツ・レクリエーション祭と町民体育祭を中止とした。
- ⑤ 文化振興については、指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドラインに基づく評価を実施した。また、文化むらの大ホール棟チェンバロ庫エアコン更新工事、及び小ホール冷暖房用循環ポンプ交換工事を実施した。
- ⑥ 文化財保護については、仙石専光寺付近遺跡整理作業業務委託の完了報告に基づく確認を行うとともに、整理作業が完了した資料の一部を展示公開した。また、11月20日に町の再発見と健康増進を兼ねた「大泉歴史ウォーキング」を開催した。
- ⑦ 図書館については、郷土資料や洋書の収集に取り組むとともに、指定管理者制度導入に向け指定管理者募集要項等の作成を行った。また、施設修繕については、外壁等改修工事を実施した。緊急事態宣言発出のため、2度一定期間休館とした。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	町ぐるみ人権教育事業
VI3 生涯学習の推進	高齢者学習活動事業
	各種生涯学習講座事業
	生涯学習関連講座事業
VI4 青少年育成の推進	青少年健全育成事業
	放課後子ども教室事業
VI5 スポーツ・芸術文化の振興	文化振興事業
	文化むら施設管理事業
	町民体育祭事業
	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
VI6 文化財の保存と活用	伝統芸能祭事業
	埋蔵文化財整理事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
議会事務局	中繁 尚之

1. 現状と課題

- ① 議員任期の初年次として、正・副議長の選挙、常任委員会等の選任が行われる。
- ② 議会運営、委員会運営等について、前期2年間の方向性が示される。
- ③ 新たに広報広聴常任委員会が設置され、具体的な方策や対応が必要となる。

2. 取組方針

- ① 初議会開催までの調整、正・副議長の選挙、常任委員会の選任等に際し、細心の注意を払う。
- ② 新議員の研修を行うとともに、新体制での議会、委員会の運営に万全を期す。
- ③ スムーズな委員会運営が行えるよう、正・副委員長を補佐し必要な情報提供を行う。

3. 中間レビュー

- ① 令和3年5月13日に開催された初議会では、事前の資料作成や打ち合わせ等を行いスムーズな運営が出来た。
- ② 新議員(2名)を対象とした研修を行い、県町村議会議長会が催した新議員研修会に参加し、知識の向上を図った。
また、新体制での議会、委員会運営では、正・副議長、正・副委員長と情報共有を行い連携を密にし、適切な運営に努めた。
- ③ 各会議前の正・副委員長との打ち合わせ等を通じて、情報提供や情報共有を行うことで、スムーズな委員会の運営につながった。
新たに設置された広報広聴常任委員会では、「議会だより」の発行のほか、広報広聴活動について検討が行われている。

4. 最終レビュー

- ① 正・副議長及び正・副委員長のもと、情報を共有し、円滑な議会、委員会運営に努めた。
- ② 新議員を対象とした研修を実施するとともに、必要な助言を行った。
- ③ 広報広聴常任委員会では、広報広聴活動についての協議が行われており、委員会の動画配信や議会報告会の開催に向けて、必要な情報収集や情報提供を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
監査委員事務局	糸田 京子

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき、適正かつ有効な監査・検査・審査を行う必要がある。町の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、正確で経済的、効率的かつ効果的に行われているか、監査することが求められている。
- ② 町民から信頼され実効性のある監査を実施するため、独立性と専門性が必要であり、監査制度の充実強化を図ることが求められている。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、改善されているかどうかを継続して検証する必要がある。
- ④ 令和3年度は監査委員2名が任期満了を迎えることから、交替が生じた場合でも事務に支障が出ないようにする。

2. 取組方針

- ① 監査基準に基づいた監査等を実施するため、監査計画及び監査実施計画を作成し、監査等を効率的かつ効果的に実施する。「財政援助団体等に対する監査」では、補助金等の交付目的及び対象経費の内容を明確にし、事業の公益性、効果性、必要性について検証していく。また、公共下水道事業会計については、所管課と連携しながら、公営企業会計の監査を円滑に実施する。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修等へ積極的に参加することで、知識の習得による専門性を高め、監査制度の充実強化を図る。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、その後所管課で改善されているかどうかを定期監査等で継続して検証する。
- ④ 監査委員の交替が生じた場合には、事務に支障がでないよう引き継ぎ等を万全に行う。

3. 中間レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画を作成し、例月出納検査・定期監査等を実施した。財政援助団体等の監査は12月と2月に予定し、現在監査実施団体を選定中である。公共下水道事業会計については、所管課と連携し円滑な運営に努めている。
- ② 県町村会主催による町村監査委員研修会を職員2人が受講し、法令遵守に向けた組織の対応等について、学ぶことができた。また、コロナ感染拡大により、参集することができず、自治体間での情報交換が難しくなっている。
- ③ 指摘事項等については、定期監査や決算監査などで、継続して検証を行い、改善されていることを確認した。改善されていない場合は、原因・対策方法を求めた。
- ④ 6月議会定例会において、新たな議選監査委員が選任されたため、識見監査委員立ち会いの下引き継ぎを行った。

4. 最終レビュー

- ① 監査計画や監査実施計画に基づき、適正な監査・検査・審査が実施できた。財政援助団体等では、大泉町スポーツ文化振興事業団(文化むら)、大泉町商工会(プレミアム付商品券事業)を監査し、感染症拡大防止に配慮しながら、目的に沿った事業が実施されていることを確認した。また、公共下水道事業会計については、所管課と連携しながら監査を円滑に実施できた。
- ② 町村監査委員全国研修会が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、動画配信された講演を視聴し、知識の習得、資質の向上を図ることができた。
- ③ 定期監査等では、前回の指摘事項が改善されているか適宜確認を行った。改善されていない事項については、引き続き、継続して検証していく。
- ④ 監査委員の交代はあったが、監査計画及び実施計画に基づき適正な監査・検査・審査を実施することができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和3年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
農業委員会事務局	岩瀬 隆久

1. 現状と課題

- ① 高齢化や担い手不足による遊休農地の発生が懸念されることから、遊休農地の発生防止や解消、農地利用の最適化に取り組むとともに、将来の地域農業について合意形成を図る必要がある。
- ② 効率的な農業経営の推進のため、農地台帳システムの耕作者情報や利用権設定状況について、最新の情報を整備し、規模拡大を検討している農家等への情報提供に備える必要がある。

2. 取組方針

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用状況調査を実施するとともに、個別訪問等による意向調査を行う。また、意向調査の結果等を踏まえ、地域の合意形成に取り組み、農地の利用集積を図る。
- ② 農地台帳システムの情報更新を行い、最新の情報を保持するとともに、全国農業会議所が運営する全国農地ナビへの情報提供を行う。

3. 中間レビュー

- ① 農業委員及び農地利用最適化推進委員を3班に班編成し、農地利用の最適化を図るためのアンケート調査を実施するなど、新たな取り組みを行った。下半期については、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施し、遊休農地の発生防止や解消、農地の集約に努めるとともに、地域農業者等の意見の収集や取りまとめを行い、将来の地域農業についての合意形成に活用する。
- ② 農地台帳システムについては、随時、耕作者情報・農地転用・利用権設定移動等のデータ更新を行うとともに、担い手への農地の集約・集積のための情報公開に努めてきた。下半期についても農地台帳システムや全国農地ナビのデータを最新の情報に保持し、情報提供を行う。

4. 最終レビュー

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携による農地利用状況調査やその後の農地利用意向調査の実施により、耕作放棄地の解消に繋げることができた。
また、個別訪問等による農業者へのアンケート調査を行い、年齢階層や後継者の有無等を記載した地図を作成するなど、将来の地域農業についての合意形成や担い手への集約に繋げる取り組みを行うことができた。
- ② 農地台帳システムについては、随時、登録データの更新を行い、精度向上に取り組むとともに、農地に関する情報を公開することにより、担い手への農地の集約や集積に繋げることができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業